

厚生文教常任委員会

令和元年9月13日

葛城市議会

厚生文教常任委員会

1. 開会及び閉会 令和元年9月13日（金） 午前9時30分 開会
午後3時52分 閉会

2. 場 所 葛城市役所 新庄庁舎 第1委員会室

3. 出席した委員

委員長	内野悦子
副委員長	奥本佳史
委員	吉村始
〃	谷原一安
〃	川村優子
〃	藤井本浩
〃	西川弥三郎

欠席した委員 なし

4. 委員以外の出席議員

議員	梨本洪珪
〃	松林謙司
〃	増田順弘

5. 委員会条例第19条の規定により、説明のため出席した者の職氏名

市長	阿古和彦
副市長	松山善之
教育長	杉澤茂二
市民生活部長	前村芳安
市民窓口課長	増井朋子
〃 補佐	古川雅博
環境課長	庄田康則
保健福祉部長	巽重人
こども未来創造部長	中井浩子
子育て福祉課長	井上理恵
〃 補佐	芳仲栄治
〃 補佐	石岡千寿
教育部長	森井敏英
教育総務課長	吉井忠
〃 補佐	勝浪栄次

学校教育課長	内 蔵 清
〃 補佐	石 橋 和 佳
生涯学習課長	西 川 育 子
〃 補佐	駒 井 康 人
学校給食センター所長	油 谷 知 之
中央公民館長	吉 田 賢 二
上下水道部長	西 口 昌 治
水道課長	福 森 伸 好
〃 補佐	西 川 康 光

6. 職務のため出席した者の職氏名

事務局長	岩 永 睦 治
書 記	吉 村 浩 尚
〃	高 松 和 弘
〃	関 元 瞳

7. 付 議 事 件 (付託議案の審査)

- 議第44号 葛城市忍海集会所の指定管理者の指定について
- 議第47号 葛城市印鑑条例の一部を改正することについて
- 議第49号 葛城市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正することについて
- 議第50号 葛城市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の保育料等に関する条例の一部を改正することについて
- 議第51号 葛城市水道事業給水条例の一部を改正することについて
- 議第52号 損害賠償の額を定め、和解することについて

調 査 案 件 (所管事項の調査)

- (1) ゴミの減量化に関する諸事項について
- (2) 学校給食に関する諸事項について
- (3) 磐城小学校附属幼稚園周辺一帯整備について
- (4) 水道事業に関する諸事項について

開 会 午前9時30分

内野委員長 ただいまの出席委員は7名で、定足数に達しておりますので、これより厚生文教常任委員会を開催いたします。

皆様、おはようございます。久しぶりの雨で、また気温も30度を下回るということで、非常に過ごしやすい天候でございます。その一方、千葉県各地域においては、まだまだ台風15号の復旧が進んでおりません。9月の防災月でございます。いま一度、葛城市においても、またそれぞれの個人においても、防災の観点からしっかりと防災・減災に取り組んでまいりたいと思います。

それと、9月議会に当たりまして、本委員会に付託をされました各議案につきまして、皆様に慎重に審議をいただきますようよろしくお願いを申し上げます。

委員外議員を紹介させていただきます。梨本議員、松林議員、増田議員。

発言される場合は、必ず挙手をいただき、指名をいたしますので、マイクの発言ボタンを押してからご起立いただき、必ずマイクを近づけてから発言されるようお願いをいたします。

それでは、ただいまより本委員会に付託をされました付議事件の議事に入ります。

初めに、議第44号、葛城市忍海集会所の指定管理者の指定についてを議題といたします。

本案につきまして、提案者の内容説明を求めます。

森井教育部長。

森井教育部長 教育委員会の森井でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

ただいま上程になっております、議第44号、葛城市忍海集会所の指定管理者の指定について提案説明をさせていただきます。

本年4月1日から忍海集会所にごございました市民生活部人権政策課の執務室移転に伴い、今年6月議会におきまして議第32号におきまして忍海集会所条例制定の議決をいただき、今回指定管理者を指定するもので、公の施設の設置目的を効果的に達成する必要があるため、指定管理者を指定するものでございます。

地域の住民が施設を管理、運営することで、地域コミュニティの醸成に資するため、忍海集会所運営委員会を指定管理者として指定いたしたく、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決をお願いするものでございます。

指定の期間は、令和元年10月1日から令和11年9月30日まででございます。

以上でございます。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

内野委員長 ただいま説明願いました本案に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

谷原委員。

谷原委員 6月定例会に市民生活部の人権政策課執務室が移転するというので、中で部屋が空いたということで、それを有効利用するというので地元の方に使っていただくということで今回の案だったと思います。既にもう地元の団体が事務所等に使うなど、非常に地域の方には喜ばれていると思います。

簡単な質問なんですけれども、これ指定管理者となっていますから、きっとこの建物はも

う全部公の施設というふうに考えていいと思うんですが、1つは指定する団体、忍海集会所運営委員会、これがどういう団体なのかということをお教えください。

これが1つと、もう一つ、指定管理料、多分この会館維持等については指定管理料が発生するのかなと思いますけれども、このことについて2件お伺いいたします。

内野委員長 西川課長。

西川生涯学習課長 生涯学習課の西川でございます。よろしくお願ひいたします。

今の谷原委員のご質問でございます。運営委員会と言いますのは、自治会の方で団体に委託するということとなりますので、運営委員会イコール自治会ということをお願いしたいと思ひます。

指定管理料なんですけれども、この後の補正予算の方で計上させていただくんですけれども、10月以降は光熱水費の基本料、それと運営費ということで年間6万円、その方の補正をお願いするところでございます。

以上でございます。

内野委員長 谷原委員。

谷原委員 ありがとうございます。

内野委員長 ほかにご意見はございませんか。

(「なし」の声あり)

内野委員長 質疑がないようなので、質疑を終結します。

議員間討議を希望される方おられますか。

(「なし」の声あり)

内野委員長 ないようであれば、これより討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

内野委員長 討論ないようなので、討論を終結いたします。

これより議第44号議案を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

内野委員長 ご異議なしと認めます。よって、議第44号は原案のとおり可決することに決定をいたしました。

次に、議第47号、葛城市印鑑条例の一部を改正することについてを議題といたします。

本案について、提案者の内容説明を求めます。

前村市民生活部長。

前村市民生活部長 おはようございます。市民生活部長の前村でございます。

議第47号、葛城市印鑑条例の一部を改正する条例について、概要と改正部分についてご説明申し上げます。よろしくお願ひします。

本年4月に住民基本台帳法施行令等の一部を改正する政令が公布され、11月5日から施行されます。この改正は、社会において旧姓を使用しながら活動する女性が増加する中で、さ

さまざまな活動の場面で旧姓を使用しやすくするという女性活躍推進の観点から、住民票、個人番号カード等への旧氏の記載を可能とするもので、これに伴い総務省から印鑑登録証明事務処理要領の一部改正についての通知が発出され、住民票、個人番号カード等で旧氏による本人確認が可能となっても、登録されている印鑑が旧氏でなければ契約等の手続がスムーズに行えない場合が出てくることから、本事務処理要領についても一部改正が行われ、11月5日から施行されることになっています。

葛城市印鑑条例はこの要領に準拠しておりますので、この要領の改正に準拠した形で改正を行い、旧氏による印鑑登録を行うことができるように所要の改正を行わせていただくものでございます。

改正の要点は、印鑑登録として登録できる印鑑について、現行では、「氏名」、「氏」、「名」などとなっているところに「旧氏」を追加するものでございます。そして、これに合わせて用語の整理を行わせていただいております。

それでは、改正部分につきまして、お手元の新旧対照表にて説明させていただきますので、お手元の新旧対照表をご覧ください。

左半分の旧と記載している部分が現行、右半分、新と記載している部分が改正案で、左右とも改正部分に下線を引かせていただいて、左原稿部分は黒字、右改正案の部分は赤字で表記させていただいております。

まず1ページ、第2条は、この機会に合わせて用語の整理を行うもので、登録資格の規定中、「本市の住民基本台帳に記録されているもの」を、「本市が備える住民基本台帳に記録されているもの」に改めるものでございます。

めくっていただきまして、2ページ、印鑑登録、登録印鑑について規定した第5条第2項第1号及び第2号につきましてでございます。ここで、これまでは「氏名、氏、名、もしくは通称、または氏名もしくは通称の一部を組み合わせたもので表していないものは印鑑登録できない」旨規定されていたところに、加えて「旧氏」を追加するものでございます。一番下、第5条第3項につきましても、この機会に合わせて用語の整理を行うもので、「住民票の備考欄に記録されている」という表現を、「住民票の備考欄に記載がされている」に改めるものでございます。

次のページ、3ページです。印鑑の登録について規定した第6条第1項第3号の改正は、印鑑登録の際、登録する事項として氏名だけであったところ、婚姻等で氏に変更があった方については、旧氏の記載を追加するものでございます。加えて、先ほど同様、外国人住民に係る住民票に「通称が記録されている」という表現を、「通称の記載がされている」に改めるものでございます。次の第3項は、第1項第3号の説明に必要なことから、同号で説明済みとなったことから削除するものでございます。

めくっていただいて、下の5ページ第10条第4号は、第6条と同様、氏に変更があった方については旧氏の記載を追加するものでございます。

最後、7ページです。附則の部分でございます。この条例の施行期日ですが、この改正根拠となっております住民基本台帳法施行令等の一部を改正する政令及び印鑑登録証明事務処

理要領自治省行政局振興課長から各都道府県総務部長宛、通知の一部改正の期日とあわせ、本年11月5日から施行するものでございます。

よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

内野委員長 ただいま説明願いました本案に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

吉村委員。

吉村始委員 印鑑登録について、実印のことについてお伺いをいたします。従来の実印の登録の規定では、「氏名をあらわしていない印鑑は実印として登録できない」というふうなことがあります。まして、結局、日本の戸籍制度の中で、大体、両姓、結婚されたときにどちらかの姓にしなきゃいけないと。現状では選択的夫婦別姓というのはまだ議論の最中になっているんですけども、そうなってくると大体女性が変わるというふうなことで、女性は改印登録ということをし直す必要があったというふうなことでいろいろ不利益があったかと思うんですが、それが軽減される措置であるというふうに今話を聞いてて理解をしたんですけども、今後結婚される方については、今後そういった改印登録というのは不要になるというふうに理解していいのか。それからあと、今まで結婚された方も登録することによって不要になるというふうなことでよろしいのかということをお伺いします。

それからあと、いわゆる結婚されたときに市役所の方から印鑑証明が無効になった旨の通知というものを送っておられたと思うんですが、それは大体婚姻届、結婚されたときに送っておられたと思うんですけども、そういった事務量も減るということが期待されるのかなということをお伺いしますが、それについてはいかがでしょうか。

内野委員長 増井課長。

増井市民窓口課長 市民窓口課、増井でございます。よろしくお願いいたします。

今の吉村委員のご質問にお答えいたします。

結婚されたりして姓が変わった場合の印鑑登録でございますが、旧姓を併記するというように住民票の方を申請されておられましたら、自動的に印鑑登録証明の方にも旧姓が併記されるようになります。

それともう1点の、無効通知についてでございますけれども、住民票に旧姓を併記することになりましたら印鑑登録証明書にも旧姓が併記されますので、その登録されている証明書は無効となりませんので、無効通知の方は送付しないということになります。ただ、旧姓を併記するというように申請がなされていなければ、その印鑑証明は無効になりますので、無効の通知は出すことになります。

内野委員長 吉村委員。

吉村始委員 ありがとうございます。もう一回確認したいのは、旧姓を併記するかしないかは、それはもう個人の裁量に任せるということでよろしいですね。

それからあと、今後は今回半歩前進の制度であろうというふうに思うんですが、今後の市としての周知についてどのようにされるか、方向性とか伺えたらと思います。

内野委員長 増井課長。

増井市民窓口課長 市民窓口課、増井でございます。

今後の旧姓併記制度に関しての周知でございますが、11月の市の広報に掲載する予定をしております。それとあわせて、ポスター等掲示して周知を図っていきたいと考えております。

内野委員長 ほかに質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

内野委員長 質疑がないようなので、質疑を終結いたします。

議員間討議を希望される方はいますか。

(「なし」の声あり)

内野委員長 ないようであれば、これより討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

内野委員長 討論ないようなので、討論を終結します。

これより議第47号議案を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

内野委員長 ご異議なしと認めます。よって、議第47号は原案のとおり可決することに決定をいたしました。

次に、議第49号、葛城市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正することについてを議題とします。

本案につきまして、提案者の内容説明を求めます。

中井こども未来創造部長。

中井こども未来創造部長 おはようございます。こども未来創造部の中井でございます。どうぞよろしく願いいたします。

それでは、上程となっております議第49号、葛城市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正することについてご説明申し上げます。

本案につきましては、本年5月31日に特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準の一部を改正する内閣府令が公布されたことに伴い、所要の改正を行うものでございます。

主な改正内容につきましては、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の改正を受け、1つ目といたしまして、代替保育の提供に係る連携施設の確保の緩和、2つ目としまして、卒園後の受け皿となる連携施設の確保義務の緩和、3つ目としまして、満3歳以上の幼児を受け入れている保育所型事業所内保育事業所の連携施設の確保義務の免除及び4つ目としまして、連携施設確保に関する経過措置の期間を5年から10年に延長するものでございます。

また、本年、内閣府令第8号による改正といたしましては、幼児教育・保育無償化により子ども・子育て支援法の一部を改正する法律、令和元年法律第7号が施行されたことに伴い、確認基準を改正するものでございます。

主な内容は、1つ目としまして、満3歳以上保育認定子どもに関し、主食に加え副食の提供に要する費用について、保護者から支払いを受けることができる費用とすること。2つ目としまして、副食費用に関し、免除の対象となる市民税所得割合算額の規定の追加。3つ目は、多子世帯に係る副食費用の免除について規定するものでございます。

そのほか、子ども・子育て支援法第20条において、「支給認定」という文言が、「教育・保育認定」に変更となったことによる文言の整理でございます。

それでは、主なものだけご説明させていただきます。

新旧対照表の8ページをお願いいたします。8ページの下、9ページになりますが、第13条第4項第3号以下、ア、イ、ウが新設され、食事の提供に関する規定が追加されております。

続きまして、22ページをお願いいたします。第42条第2項から第5項が新設され、1つ目の代替施設や卒園後の受け皿の提供を行う連携施設の確保義務の緩和が追加されております。以下、項ずれの改正となっておりますが、第8項におきまして、満3歳以上の幼児を受け入れている保育所型事業所内保育事業所の連携施設の確保義務の免除が規定されております。

最後に、33ページ、附則の第5項におきまして、経過措置の期間を5年から10年に延長するものとされております。

施行期日は、本年10月1日でございます。

説明は以上でございます。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

内野委員長 ただいま説明願いました本案に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

谷原委員。

谷原委員 この保育の、あるいは子ども・子育て支援法にかかわるさまざまな支援、これについてはこの間ずっと毎回議会ごとに出てくるということで、原課におかれましては、その調整とか、今回は保育無償化にかかわって大変お忙しくされたことと思います。今回もこういう形で運営について幾つかの変更点があるということなんですけれども、まず最初に、私もこれ読んでみて、条例の案文も非常に難しいと。というのは、「これについては子ども・子育て支援法の第何条を見てください」、「施行令を見てください」、施行令を見ると、また「法の第何条の何項を見てください」と、もう行ったり来たりしながら確認しなければいけないんですね。

そのときに、これは直接、子育て福祉課の方にも直近になって問い合わせしたんですが、2ページのところに(14)というところがあります。これは、保育の給付にかかわる方々のいろいろ分類をされているところなんですけれども、第14条に、「満3歳未満保育認定子ども令第4条第2項に規定する満3歳未満保育認定子どもを言う」というところを調べましたら、もうどうしても私らはインターネットぐらいしかこの施行令を手に入れないのでそれで調べますと、この令第4条第1項第2号というのは満3歳以上の子どもに関する規定でして、そうするとちょっと矛盾するので、「どうなってるのですか」というふうなことをお問い合わせしたら、「いや、実は施行令が変わって、まだインターネットで出てくるような

ところの条例文にはない」ということで、「内閣府のところにもその案内がある」というふうに教えていただいたんですが、たくさんもう改正令もありますので、どうも私、何ぼ探してもなかなか見当たらない。

だから、これは最初に意見として要望なんですけれども、我々議会で審議するときに、やはりここで議決して初めて支給がされていくわけですよ。保育無償化についても、この議会の議決があって初めて可能になっていくわけで、そのときに条例、条文がきちっとしているかどうかというのは議員としても調べていくわけなんですけれども、実は議会図書館にもその条例、条文案が新規のものがないので、どうしても勢いインターネットで我々調べるんですが、それが最新のものが載ってないと非常に調べにくいということもありますので、それについては直近のもので改正して間違いないですということをお聞きしてるので、それは結構なんですけれども、今後できたら原課で例えば改正する場合のいろんな国の法令を参考にしなければいけないものについては何らかの形で議会の方にも出していただいたらなということ、最初をお願いをしておきます。

その上で、簡単に給食、副食の件、これについて今回の改正でどのようになるのかということについてお伺いいたします。これは広報等でも若干出ておりましたけれども、今度の保育無償化にかかわって副食費の件がこの条例で出ておりますので、それについて具体的にどのようなになるか、見取り図を説明していただけたらと思います。お願いします。

内野委員長 井上課長。

井上子育て福祉課長 失礼いたします。子育て福祉課の井上でございます。よろしくお願いいたします。

ただいまの谷原委員のご質問でございます。副食費の取扱いについてのお問いでございます。

まず、保育所の方から説明させていただきたいと思います。給食費につきましては、従来、徴収をしておったんですが、例えばゼロ歳から2歳につきましては払っていただいている保育料の中に含まれていたのに対し、3歳から5歳につきましては今まで主食代というのを徴収させていただいておりました。こちらにつきましては、公立は800円、私立の方は800円から1,500円の間で設定されていたところでございます。ですので、今までいただいていたのは3歳から5歳のお子さんに係る分の主食代ということでございます。

今回、10月1日から教育・保育の無償化というものが行われることになりまして、その主な改正点は、副食代という、今までは副食費はいただいている保育料の中に入ってたんですが、今回無償になる対象は保育料のみということになりましたので、いただいた保育料の中から副食費が飛び出しました。これが3歳から5歳に係る分でございます。3歳から5歳の副食費は、保育料は無償になりましたけれども、別途飛び出しましたので徴収させていただくという形になりました。

こちらにつきましては、今までは副食代が保育料に含まれてた、国の見解では公定価格の中に4,500円という金額で試算されておりました、平成10年からそのような中に入ってたんですよというご説明でございました。それが飛び出しましたので、この10月1日から私ども保

育所の方につきましては、今まで3歳から5歳にかかりましては、いただいていた主食代の800円にプラスしまして副食代の国で基準を一定の目安というところでされたわけなんですけれど、その4,500円を追加いたしまして、公立につきましては5,300円を徴収させていただく形になりました。

私立につきましては、先ほど申しましたように、800円から1,500円という分で主食代を見ておられたんですが、今回、何回か私どもも含めていろいろ勉強会なり話し合いの機会の後、私どもでチラシをつくらせていただいたんですけれど、そのときには主食代を1,000円に統一されております。ですので、主食代1,000円と国の目安の副食代4,500円、合わせまして私立の方は5,500円という形で考えておられるところでございます。

こちらにつきましては、ただ3歳から5歳のところで免除の規定も出ております。主には、年収360万円未満相当世帯、そちらにつきましてはこちらの副食代を免除すると。ただし、主食代は今まで生活保護の世帯であっても徴収しておりました。これはもう基本的に生命を維持する部分でございますので、ずっとどちらにおられても、それは保護費にも支給されているところでございますので、私どももそれは相変わらず800円頂戴するところでございますが、免除の規定の中の1つには、先ほど申しました年収360万円未満世帯、そして第3子以降、その分については免除ということで、大幅に拡大で緩和措置をされております。

それが、私どもの保育所に係る主な改正でございます。

以上でございます。

内野委員長 内蔵課長。

内蔵学校教育課長 学校教育課の内蔵です。よろしくお願いたします。

ただいまの谷原委員のご質問ですけれども、公立の幼稚園についてご説明いたします。

公立の幼稚園につきましては、保育料が月額3,000円、給食代といたしまして、3歳児が2,000円、4、5歳児が3,500円となっております。10月1日以降、無償化が施行されても、基本的には給食代というのは実費徴収というのが基本となっております。

子ども・子育て支援法の改正によりまして、今、子育て福祉課の方から説明がありましたように、この13条の方で新たに新規の規定が設けられてまして、まず住民税、市町村民税の所得割の世帯の合算額が、幼稚園の場合7万7,101円未満、この場合、副食費の分が免除となります。現在、3歳児が2,000円、4、5歳児が3,500円徴収しておるんですけれども、このうち副食費の分が、この住民税が7万7,101円未満に該当すれば免除になるというふうになっております。

それから、この条例で言いますとイになるんですけれども、第3子以降、幼稚園の場合はちょっと保育所と違うんですけれども、年少、年中、年長、それから小学校1年生、2年生、3年生と、この6学年の間に子どもが3人以上おられる場合、その3人目以降の方について副食費の方が免除となります。

以上でございます。

内野委員長 谷原委員。

谷原委員 ありがとうございます。わかりやすい説明でよくわかりました。

追加で質問なんですけど、ゼロ歳から2歳までの分はどのようなになるのかということをお聞きしたいのと、それから幼稚園の方で、今、公立の保育料というふうにおっしゃってたんですけども、要はこれは公立で預かっている保育の場合のみでありますか。それとも幼稚園児についても同様ということなんでしょうか。今、保育料の中というふうに最初におっしゃったと思うので、幼稚園の場合、保育料じゃなしに保育されてる方とそうでない方がおられると思うんですが、その2点ほど質問いたします。

内野委員長 内蔵課長。

内蔵学校教育課長 学校教育課、内蔵です。よろしくお願いします。

ただいまの谷原委員の質問ですけれども、幼稚園の場合、月謝という形で幼稚園保育料という名で呼んでるものでございます。

以上でございます。

内野委員長 井上課長。

井上子育て福祉課長 失礼いたします。ただいまの谷原委員のゼロから2歳児の給食代というか、食事の費用についてはどうなっていたかというお問い合わせでございます。ゼロから2歳児につきましては、保育料に現在も今後も含まれているという考え方でございまして、そこらについてはそのような理解で国の方ではなさっております。

以上でございます。

内野委員長 谷原委員。

谷原委員 言いつ放しになりますけど、またほかに質問される方がなかったらお伺いしますけれども、要はゼロ歳から2歳でも保育料無償化の対象になる方がおられますよね。だから、その方については、これもまた副食費とかが外へ飛び出るんかということをお聞きしたかったんです。もう完全にその方たちについては、全くそのことも含めて保育料に含まれているから無償化ということなのかということで、わかりました。ありがとうございます。

内野委員長 では、ほかに質疑はありませんか。

吉村委員。

吉村始委員 1個だけお伺いします。先ほど谷原委員もおっしゃいましたけど、私もご多分に漏れず、つついネットで国の法令を見たりとかして突き合わせたりとかしてて、その中でちょっとわからないところがあったので伺いたいんですが、3ページの第3条なんですけれども、一般原則のところ、第3条の規定に加えまして、「かつ、子どもの保護者の経済的負担の軽減について適切に配慮しなさい」ということをわざわざつけ加えられています。これは私も調べるのが不足してて、国の法令とかが十分そこら辺のところが見つけられてなかったんですが、これをわざわざつけている意味と、あと具体的にどういうふうなことを求められているのか。施設に対してどういうふうにしなさいというふうに指導というか、そういうふうなことが具体的にるのであればお教えいただけたらと思います。

内野委員長 井上課長。

井上子育て福祉課長 失礼いたします。ただいまの吉村委員の質問に対してお答えさせていただきたいと思います。

第3条の趣旨でございます。こちらの書きっぷりにつきましては、わざわざつけ加えられておりますので、そこについては国としては、先ほど言いました経済的なことによってご負担が今回のことによって逆にふえたよとならないように適切に配慮されたいというところでございますし、私どもにつきましても考えておりますのが、副食費ですので保育料を3歳から5歳ではもらわなくなるんですけども、かと言いまして、例えば食費の分で今までの保育料よりも高くなるというようなところは注意して考えていきたいところでございますし、また政府でおっしゃいましたのは、これによって便乗値上げというようなものにならないようにと。その給食費が外に飛び出ます。国の見解では、副食費は4,500円で主食費は3,000円ぐらいかなというような、一応目安としては7,500円というところを持っていらっしゃるんです。ところが、私どもも先ほど言いましたように、2つ足しましても5,300円、私立も5,500円というところで推移しておりますので、そちらにつきましてはよくよくご負担がふえないように配慮しようというところでございますので、受けとめましてきちりとして検討してまいりたいと思っております。

以上でございます。

内野委員長 いいですか。ほかに質疑はありませんか。

川村委員。

川村委員 川村でございます。

今回の条例の一部の改正の中に、その保育施設の文言がございます。今回クローズアップされているこの代替保育というものが、葛城市の中で現実にあるかないかという確認を再度させていただきたいと思っております。

その中で、今後、葛城市の保育の状況の中で、無償化に伴って保育ニーズが高まって待機児童という形にならないために、この形を取るのに、もう少し今どういようなものが必要なのかというその代替保育というのがちょっとイメージできないんですけども、難しい部分だと思うんですけども、わかりやすく説明をお願いしたいんですけども。

内野委員長 井上課長。

井上子育て福祉課長 ただいまの川村委員のご質問にお答えさせていただきたいと思っております。

まず、代替保育のお問いでございました。その前に、この代替保育に係る部分と言いますのが、私どもの方でも先日来、平成30年9月、今年6月と、2回条例改正をさせていただいたところなんですけれども、葛城市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例を改正させていただいたところでございます。そもそもその代替保育と言いますのは家庭的保育事業に係る部分でございますので、この家庭的保育事業というのはまさに待機児童の解消をするために政府が考えられました、この子ども・子育て支援法の中の新たな取り組みでございまして、例えばその中には4つほどあるんですけども、家庭的保育事業、小規模保育事業、事業所内保育事業、居宅訪問型保育事業を指すもんでございます。

これは、先ほど申しましたように待機児童の解消ということでございます。ですので、基準的には公立の今の3園と私立の3園と言っている以外に、小規模であっても開所に向けて取り組むんであれば認可しますよというようなところでございまして、どういうところが危

惧されるかと言いますと、例えば職員が少ないことによって、その方が病気になられたり、研修に行かれたり、そういうときに現場で職員の先生が少なくなるおそれがございます。そういったときに、連携施設としてどこか大きなところと連携を組み合わせながら、そういうときに代替保育をしてくださいというところがございますので、そこにつきましては、先日来、葛城市につきましてはそういった地域型保育事業というのはまだ市内にはございませんし認可はしてないところがございますが、待機解消に向けてはもう子ども以外では取り組んでおられているところがございますので、そちらについても今後何らかの必要が出てくる可能性もございます。

ただし、子どもが今考えておりますのが、できるだけ公立は公立で頑張ってもらって受け入れていくと、私立も今現在頑張ってもらっていて、弾力運用ということで2割増しぐらいで受け入れをしていただいているんです。これは、ぜひとも子ども公立におきましても頑張ってもらって受け入れる体制を整えて、まず待機の主なところは、キャパというよりも保育士不足に係る部分だと思いますので、こちらは今一丸となって保育士の確保に向けておりますので、そういった考え方を持っているところでございます。

以上でございます。

内野委員長 川村委員。

川村委員 本当に努力していただいているという方向性にも、そういう意気込みを感じる答弁でございました。ありがとうございます。

ただ、私、この質問をさせていただいたのは、もちろん家庭的保育事業が今、葛城市に必要なってない現状は非常に喜ばしいことだと思っております。ただ、保育所の中の一時預かり保育という、この事業が、私、市民の方から聞くんですけど、これは一時的に預かっていただくと、この受け入れが非常に公立の中で厳しい状態だということをよく耳にいたします。それで、今言われている代替保育という形がとれるのかどうかというところは、その部分からも心配するところなんですけれども、全体的に保育ニーズが多様化してるその中で、今言ってる家庭的保育事業と併用する代替保育事業で今言われてるような形で代替保育しないといけないのが、公立でなかなか解消できないということを、私、今回指摘をさせていただきたいと思っております。

ですから、これは保育士も要ることですし、今ここに携わる保育士がいないという現状も知っておりますので、ぜひとも今現在、その家庭的保育事業がなくなってないから行けるねんという考え方ではなくて、常に一時預かり保育も利用される方もあるという。今、私立で受け入れていただいて、私立の保育の事業者も悲鳴を上げておられます。「もう公立も何とかしてよ」と。ここの部分、やっぱりこれからの方向を考えていただく。大変だと思います。これ、無償化になってまた保育が非常に殺到して、その部分の枠がなかなか取れないというのはわかるんですよ。ただ、そういった声もあるということも踏まえて、「無償化になったらもうみんな全部保育にお願いすんねん」という方もあれば、一時的に病気やから、就職活動したいからと言って一時預かり保育事業も求められる方がいらっしゃるということを入れたらいいなという要望でございます。

ありがとうございました。それで結構です。質問ももう答えられへんよね。もうできないので結構です。

内野委員長 ほかに質疑はありませんか。

谷原委員。

谷原委員 今、川村委員が質問されたことと関連するんですけれども、規制緩和のところについて伺いたいですけれども、今回、代替の問題とそれから卒園の問題がここへ出てまいりましたけれども、本市ではまだこの地域型保育、家庭的保育というものは事業者がおりません。おりませんから架空の話になるんですが、もし来られた場合はそういう問題も起きますので、この点について、代替が今回どういうものがどういうふう措置されるのか。つまり、ここに書いてあるのは、「特定地域型保育事業者による代替保育にかかわる連携施設の確保が困難な場合は、次の要件を満たす場合にはそれはオーケーです」と書いてありますので、どのように代替措置が確保できるというふうになっているのか。全く代替措置しないということじゃないと思うんですよ。だから、そういう事業者にあってはどのような形で代替保育を提供するようになっているのか。これを1つお聞きしたいんです。

それから、これもずっと申し上げてきたことですが、卒園の問題があります。大体、こういう地域型保育、家庭的保育については基本的に2歳までですので、事業所内保育はそうではないのでちょっと違いますけれども、2歳までなので引き続き保育を必要とする方はほかへ移らなければいけない。だからこそ、その卒園を保障するために連携施設があるという仕組みになってるわけです。だけど、今回についてはこれもいろいろと条件つけて規制緩和すると。でも、確保されているんだろうなというふうに思うんですけれども、全く確保されていないのか。それとも、どういう形で今回確保しようとしてるのか。そのことについて伺います。

内野委員長 井上課長。

井上子育て福祉課長 失礼いたします。子育て福祉課の井上でございます。

ただいまの谷原委員のご質問にお答えさせていただきたいと思います。

まずもって、説明が抜けておったところがあるのかなと今感じております。今回の改正は、平成30年9月、そして今年6月に改正させていただいた内容を、この運用基準の中に同じ内容を盛り込むという改正でございまして、前回改正させていただきましたのは葛城市の家庭的保育の基準を定める条例でございました。今回の名称はそういう名称ではなくて、正確には、葛城市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準ということでございます。

どうしてこれをもう一回という話なんです。それは、そもそも市内におきましては、先日来2年間にわたってご審議いただいて認めていただいたところで、条例、基準の中には盛り込んでいるところがございます。ところが、私どもの市の子どもが市外に通っておられると、そういう保育所につきましても私どもが確認をして、そして適切であるかどうかというところで認めまして、そして給付をさせていただくというところから、市外のそういった保育所はその市の基準で決められてるんですけれども、こういったものをきちっとつくることに

よって、子どもは市外のそういったところにもチェックと言いますか、確認させていただくことができるようになりますので、ですので、まずもって先來からご危惧いただいています家庭的保育とか小規模の基準の適正化というところがございますが、そちらにつきましては、市内であったら市長が認めるという、市長の基準で子どももしっかりチェックをさせていただくと。市外につきましても、今回これを入れることによってやはりしっかりチェックさせていただくというところがございますので、そこがそもそもの説明が欠けておったかなと思います。そういうことでございます。今までと一緒にございます。

内野委員長 谷原委員。

谷原委員 ありがとうございます。同じような議論をしてきて、そこは決定したもので、今回、特定とついているのは、保育無償化にかかわってこういう名称が変わったということもあって、運用のあれがこういう形で新たにもう一度確認するというので、この条例案になったというふうに理解させていただきました。

この間、議会でも、県の保育担当の方を招いて研修をやりました。そのときにも、「半日研修を受けてもなかなかわかるような制度になってません」ということで、非常に複雑になっているわけですが、最後にちょっとお聞きしたいんですけども、まだ本市では地域型保育はできておりませんね。そうすると、その地域型保育ができるときに、もう連携施設と言えは本市の保育所しかないように思うんですが、これが本市だけじゃなくてもいいと、隣接市の例えばそういう地域型保育、緩和されてますので、事業所型保育等に連携を求めてもいいというふうな形ができるんでしょうか。このことについてお伺いします。これから待機児童がふえてきて保育ニーズが高まってくると、葛城市でもできる可能性がありますので、僕はこの連携ということは、やっぱり保育の質を確保するために非常に大事だと思っていますので、その連携先は今のところつくるとすれば、葛城市内はそういう状態なんですが、これが市外とも連携できるようになれば、ちょっと具合の悪いことも起きてきますので、そこら辺はどうなっているのかお伺いします。

内野委員長 井上課長。

井上子育て福祉課長 失礼いたします。子育て福祉課の井上でございます。

連携の部分でございます。連携の部分につきましては、緩和措置を取られておまして、今まではおっしゃるような一定の基準以上の特定保育・教育施設というものの、例えば公立保育所とか私立は今3園でやっていただいています。大きな保育所であるとか、そういったところをお願いしなさいよというような形でございました。ところが、やはり連携の確保というのは難しいものがございますので、大分緩和されておまして、例えば、事業所内保育で20人以上を受け入れていらっしゃる、例えば3歳以降もそこで受け入れていらっしゃる場合は、もうそれで要確保を要しませんよというような、それに近いような文言を入れられたり、また同じ経営してはるところがありましたら、そちらは連携するところとしてそれはオーケーですよというような、いろいろな連携の方策を政府の方でも法改正をしながら見きわめておられるところがございます。やはり、ひとえに連携がなかなか難しいというところがございますので、そういったところもあるということでございます。

以上でございます。

内野委員長 谷原委員。

谷原委員 最後になりますけど、同じ経営者であればできるということになれば、市外のそういう形でできるということであろうかと思えます。これについてはまた後ほど意見として述べさせていただきますけれども、質問は以上で終わります。

内野委員長 奥本副委員長。

奥本副委員長 先ほどの副食費についての関連する質問なんですけども、先だって、檀原市がこの副食費のところの上乗せの助成というのを、制度が始まる前に既にもう3歳、5歳に対して1人当たり1,500円を助成するという話が出てるんですけども、これはまだ始まってもないことに対してどうのこうのは難しいとは思いますが、今後そういう検討の可能性はあるのかどうかというのが、難しいと思えますけど、これが1点。

それと、それに関しまして、先ほどの話で副食費の徴収のところ、年収360万円未満世帯が免除になりますと、ここはわかるんですけども、そしたらそのカウントするというか、ジャッジするところ、これは私立の場合は特に園がやるのかどうか。やるのであれば、その個人情報的なところを開示しなければいけないという問題に絡みますので、実際にそれをどういうふうにジャッジして誰がその辺の通知を行うのかというのは、これが2点目。

3点目としまして、これに関することなんですけども、学校給食の方で給食費の未納という問題が我が本市ではあるわけなんですけども、今後こういう形で個人にそのところを負担してもらったときに、従来は保育料で徴収したところなんですけども、別個払ってもらいと、やっぱりその辺の未納のおそれがあると。そうなったときに、実際問題としてその辺の対応は恐らく職員でしないといけないと思うんですけども、そのところがこれまでにない業務として乗ってくると思うんですけど、その辺の対応というのは何か考えていらっしゃるのでしょうか。

以上、3点お願いします。

内野委員長 井上課長。

井上子育て福祉課長 失礼いたします。子育て福祉課の井上でございます。

ただいまの奥本委員の3点にわたる質問につきましてお答えさせていただきたいと思えます。

まず檀原市の分です。これは、私どもも存じておまして、新聞報道もなされたところがございます。その後、私どもも資料を取り寄せまして、内容を見させていただきました。そうしますと、他市のことでございますが、主食単価、副食単価、おやつ単価ということを決められまして、それで徴収されるということでございまして、試算しますと、月に、これはもう想定の私どもの勝手な試算でございます。検討したときの試算でございますが、25日すると6,750円ぐらい、そういう勝手な試算でございます。その中で、1,500円引きますと、どういう結果になるかということでございます。ですので、決して、その土地柄と使われる材料と仕入れ先によって、それぞれその事情があると思えます。私どもにつきましては、もう政府の言っていた過去への分の検討もしましたけれど、おおむね政府の言っておられ

るところでもう5,300円ということにいけるなということですので、7,000幾らというのであればそのような考えも及んだんでしょうが、今のところはそういったことではないです。

あと、ジャッジですね。副食費のジャッジのところをおっしゃっていただいたと思うんです。私立に徴収していただくという中から、今までの3歳から5歳については、今も私立もちろん公立もいただいているところです。先ほど言いましたように、子ども公立でしたら800円、私立は今まで800円から1,500円の間のところでもらわれてたところがございます。そこに今回上乘せになる副食代の部分について、今、お問いは、その部分の減免対象者であるとかそういったところ、個人情報的にどういうことになるのかというようなことも含めての危惧をするところも含めてのお問いだったかなと思うんですけれども、それにつきましては政府の方できちんと方針を決められておまして、まず私どもで、減免対象者かどうかきちっと税情報から割り出します。それで、私立に対しましては、取っていただく方のリストをお渡しするという形になります。そして、保護者につきましては、「あなたにつきましてはこうこうですよ」という通知になっておりますので、ジャッジも含めまして私どもで、保護者の通知につきましても私どもでと、市の業務となっておるところでございます。

次に、未納の心配をしていただいてありがとうございます。そちらなんですけれども、ただいま保育料の方につきましては未納というところも出てきてる中で、毎回議会ではいろいろとご意見頂戴しているところがございます。その中で、この給食の方についてはどうなるんですかというお問いをいただいたところがございます。給食代は今先ほど言いましたように、3歳から5歳についてはどんな世帯であっても、基本のベースとなる主食代の800円は頂戴しておりました。その中で、face to faceと言うんですか、顔を合わせて、これは保育料とは別にお金のやり取りを私立もされてますので、聞きましたら、もうそもそも今までは延滞自体がこの食事に対してはない、もう本当はないというようなお答えでございました。ですので、今回そこにプラス、金額は上がるんですけれども、これは今までないけれど今後どないなるのかというところはあるんですけれども、まずは政府が決めていただきましたとおりface to faceと言いますか、各施設で努力いただきたいと思っておるところでございます。

以上、3点につきましてお答えさせていただきます。以上でございます。

内野委員長 奥本副委員長。

奥本副委員長 ご答弁ありがとうございます。榎原市みたいに、追加負担するかというところに関しては、現行の現状では本市はこのまま行くということで承りました。

それと、減免対象者のあの辺のジャッジ並びに通知に関しては市の方で全部対応するというので、ということは、公立はいいとして私立の分はそれだけまた業務がプラスになるということではないんですよね。

あと、未納に関しては、特に幼稚園、保育園に関してface to faceで徴収してたんで延滞がなかったということによかったのかな。

そのあたりのところにおいて、担当課の業務というのがふえる傾向にはあるとは思って

す。おとつ一般質問でも申し上げましたように、新たな業務が発生するということがありますんで、人事関係のところではマンパワー不足というのは否めないかな、今後出てくるのかなということも考えられますので、これは質問の方でもさせてもらいましたんでこれ以上言いませんけども、そのあたりまた業務の効率化というところを同時に並行して進めていっていただきたいと思います。

内野委員長 松山副市長。

松山副市長 副市長の松山でございます。

奥本副委員長からの先ほどのご意見というか、おまとめの発言だったかと思いますが、先ほど、井上課長の方からお答えした中の1点目につきましては、もともとの副食費の単価、全体の水準が違うから、その保護者の負担ベースではそんなに変わりませんよと、そういった判断を申し上げましたということをご答弁申し上げたんであって、先ほど副委員長がお求めになったような発言をされますと、それはその意味合いとしては、「助成するかしないかは自治体の勝手だから、橿原市は1,500円の助成をするんだけども、葛城市はしないんですね」というおまとめの形に聞こえましたので、そこについては、そういった判断をしたわけではないということをおまは申し上げたいと存じます。

それから、人員の問題につきまして非常にご心配いただいているところで、そちらにつきましては、本当にこういった組織、自治体としては永遠の課題でございますが、ただ1点、こちらについても申し上げておきたいのは、保育料そのもの本体につきましても今まで徴収の努力はしてまいってきたわけで、それに対しましても残念ながら一部未納の問題も当然あったわけでございますが、こちらにつきましてはそもそも本体につきましてはこれは制度が変わりましたので、これはありがたいことに確実に基礎数値を把握をいたしまして、県並びに国に申請をいたしますと、そちらにつきましては逆に手続のミスがなければ100%財源は確保できる、副食費等の市が主体的に事務をしなければならないものにつきましては従来どおりあるいは一部。これは副委員長のご質問にもありましたが、私立の部分につきましては、まずは所得の認定をした上で無償化の対象になるかどうかにつきましては通知をする業務、これは確かにこの分はふえます。そういったものもございしますが、全体としてはいろいろな業務の効率化も図りながらしっかりと対応してまいりたいと存じております。

以上でございます。

内野委員長 それでは、ほかに質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

内野委員長 質疑がないようなので、質疑を終結いたします。

議員間討議を希望される方はおられますか。

(「なし」の声あり)

内野委員長 ないようであれば、これより討論に入ります。

討論はありませんか。

谷原委員。

谷原委員 葛城市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例につ

いて、私は反対の立場で討論いたしたいと思います。

この条例そのものについてというよりは、根本に今の国の保育行政のあり方についての批判ということに基づいての反対ということになるかと思えます。

この間、言ってみれば、地域型保育、家庭的保育事業も入るこの地域型保育におきまして、ずっと規制緩和が続いてまいりました。これは葛城市では実態としては営業されてる方はおられないわけですがけれども、基本的に小規模である。したがって、また保育士も全て保育士でなければならないというふうではない施設も認めております。したがって、連携施設の確保ということで、保育事故が起こらないように専門的な保育士がたくさんいる公立の保育所等から定期的に指導に行くとか、それからあとは調理施設、やっぱり乳幼児の様子を見ながら自園で調理をするというのが基本でありますけれども、これもそういう調理室がなくてもいいというふうになったり、さらには先ほどから言っていました代替保育、1人、2人でやっておられるところもあるわけですから、それがその方が突然、保育士が休んだら、お母さん自身が、あるいはお父さん、その子どもさんのために休むと。長期になればそれで非常に家庭生活が困難になるということで、この代替の問題。それから、最後に言いました卒園の接続の問題です。つまり、2歳まででそれで卒園したときに、3歳児で受け入れてくれるところがなければ、そこでまた保育についてのいろいろな公的サービスを受けられなくなるわけですから、この4つ、これはずっと規制緩和してまいったわけです。

その理由というのは、やはり待機児童問題で、国の方が保育所建設に当たって地方交付税についても非常に厳しい見方をしてるので、行政の方が新しい公立保育所をつくるのはなかなか難しくなっていると。だから、施設型、いわゆる従来型の、園庭も備えてしっかりした建物があって保育士もたくさんいる施設型の保育所が非常になくて、こういう形で当面の保育ニーズにできてきた。応えたけれども、なかなか満たせないから規制緩和をどんどんやっていくと。

私は、乳幼児、それから保育児童については差別してはいけないと。皆、平等だと思えますので、やっぱり一定の基準の施設型保育できちっと見ていくのが行政の責任だと思っております。そういう観点から、大変ご努力されて国の制度がころころ変わるたびに、行政の方はこういうふうには条例案もつくるために非常に精査されるわけですがけれども、その国の根本的なあり方に対して反対の立場から、この条例案については反対いたします。

さらにもう一つつけ加えるならば、保育の無償化の問題で、給食費の問題で議論いたしましたけれども、この保育の無償化というのは、保育料というのは所得によってこれまで集めておりましたから、高い所得の方は高い保育料でした。所得の低い方は低い保育料だったのが一律無償化になるということで、これは大変所得の高い方にとっては恩恵が大きいところであります。従来から減免を受けていた方はそう大きなあれではなくて、その点唯一残ったのがこの給食費なんです。給食費は定額ですから、これは所得の低い方に厳しいんですよ。だから、本当にそういう点では消費税と同じで本末転倒と、我が党はそう考えておりますので、そういう給食費のあり方、無償化のあり方についても反対の立場から今回の条例については反対させていただきます。

以上です。

内野委員長 ほかに討論はありませんか。

川村委員。

川村委員 議第49号、葛城市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正することについて、賛成の立場で討論をさせていただきます。

本案は、国の基準省令の改正に準じて行われるものでありまして、特定地域型保育事業所においてその代替保育が必要になった際に提供する連携施設の確保を緩和すること、この卒業後の受け皿となる連携施設の確保を緩和すること、また連携施設の確保に関する経過措置を5年延長することなど、各種の緩和措置を講じていただきますことによって、今後、葛城市の保育ニーズが高まる中で、新規事業者の参入が容易になることで待機児童の解消に貢献するものと評価をいたします。また、幼児保育無償化によって必要となった副食費の免除規定も追加されました。

以上のことから、この改正は葛城市にとって必要な内容であるということを判断いたしまして、賛成の討論とさせていただきます。

内野委員長 ほかに討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

内野委員長 討論ないようなので、討論を終結いたします。

これより議第49号議案を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立多数)

内野委員長 起立多数であります。よって、議第49号は原案のとおり可決することに決定をいたしました。

次に、議第50号、葛城市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の保育料等に関する条例の一部を改正することについてを議題といたします。

本案について提案者の内容説明を求めます。

中井こども未来創造部長。

中井こども未来創造部長 こども未来創造部の中井でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

続きまして、議第50号、葛城市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の保育料等に関する条例の一部を改正することについてご説明申し上げます。

本案につきましては、幼児教育・保育の無償化実施に係る子ども・子育て支援法等の改正に合わせ、無償化の実施に必要な改正を行うものでございます。

主な改正内容につきましては、教育・保育給付認定こどもに関する保育料の算定基準を改正するもので、教育認定こども及び満3歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある保育認定こどもを除く満3歳以上の保育認定こどもの保育料をゼロ円とするものでございます。なお、教育認定こどもと申しますのは、幼稚園や認定こども園に通園する3歳児以上のお子さんのこととでございます。それと、保育認定こどもにつきましては、保育所、保育園に通園する3歳以上のお子さんのこととでございます。この方の保育料をゼロ円とするというこ

とでございます。加えて、市民税非課税世帯に属する満3歳未満保育認定子どもにおきましても同様の措置を講じ、保育料をゼロ円とするものでございます。また、幼稚園の入園料も無償化の対象となるために、本条例からは削るものでございます。

施行期日は、本年10月1日でございます。

以上でございます。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

内野委員長 ただいま説明願いました本案に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

谷原委員。

谷原委員 この条例で問うかどうかは迷うところなんですけども、もし不適切やったら、また補正予算か何かで出てくるんだったらそこのところでは思うんですが、お聞きすると、今年度につきましては、国の方からこの費用については全額、今年度末までは国の費用で無償化分は出るということでありまして、来年度におきましては国が2分の1、県が4分の1、市が4分の1、これを無償化にかかわる費用を負担するというようになっております。

しかし、この市に対する4分の1について、地方消費税分とかあるいは地方交付税措置、どの程度のことになるのかということをお聞きしたかったんですが、ここで無理だったらまた予算等出るときにまたお聞きしようと思っておりますけれども、よろしくお願ひします。

内野委員長 わかりました。

内蔵課長。

内蔵学校教育課長 学校教育課の内蔵です。よろしくお願ひいたします。

ただいまの谷原委員のご質問ですけれども、今年度発生いたします地方負担分、項目によって、国2分の1、県4分の1、市4分の1ですとか、あるいは国3分の1、県3分の1、市3分の1と、いろいろあるんですけれども、今年度につきましては、市の持ち出し部分につきましては、全額地方特例交付金の方で措置されると思っております。来年度以降につきましては、全額地財計画の方の歳出の方に全額計上される予定というふうになっておりますんで、普通地方交付税措置、いわゆる基準財政需要額の方に参入される予定となっております。

以上でございます。

内野委員長 谷原委員。

谷原委員 ありがとうございます。結構です。

内野委員長 では、ほかに質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

内野委員長 質疑がないようなので、質疑を終結いたします。

議員間討議を希望される方はいますか。

(「なし」の声あり)

内野委員長 ないようであれば、これより討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

内野委員長 討論ないようなので、討論を終結いたします。

これより議第50号議案を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

内野委員長 ご異議なしと認めます。よって、議第50号は原案のとおり可決することに決定をいたしました。

次に、議第51号、葛城市水道事業給水条例の一部を改正することについてを議題といたします。

本案につきまして提案者の内容説明を求めます。

西口上下水道部長。

西口上下水道部長 上下水道部、西口でございます。よろしくお願いいたします。

ただいま提案いただきました、議第51号、葛城市水道事業給水条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

主な内容といたしましては、水道法の一部改正が行われ、これまで指定給水装置工事事業者制度では、指定の有効期限がなく、その廃止、休止等の状況が反映されにくく、実態を把握することが困難な状況でございました。そのため、新たに更新制度を設け、指定給水装置工事事業者の資質が継続して保持されるように改正するものでございます。

新旧対照表にてご説明申し上げますので、3ページ目をごらんください。

ページの下の方、第9条第1項で給水装置工事ができる資格として、法第25条3の2第1項に規定する、「指定の更新を受けないことにより失効になったものを除く」が加えられました。

次に、9ページをお願いいたします。第29条第1項第4号中、「とき。」を「とき」に改め、同項2第5号として、「更新手数料として1件5,000円の手数を徴収する」ということで、法第25条3の2の第1項に規定する「指定の更新をするとき1件5,000円」を追加するものでございます。

次に、10ページをお願いいたします。第34条第1項中の「第5条」を「第6条」に、これは水道法改正に伴う条ずれによるものでございます。

最後に、11ページ。附則として、この条例は令和元年10月1日から施行となります。

以上、簡単ではございますが、説明とさせていただきます。よろしくご審議賜りますようお願いいたします。

内野委員長 ただいま説明願いました本案に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

内野委員長 質疑がないようなので、質疑を終結いたします。

議員間討議を希望される方はいますか。

(「なし」の声あり)

内野委員長 ないようであれば、これより討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

内野委員長 討論がないようなので、討論を終結いたします。

これより議第51号議案を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

内野委員長 ご異議なしと認めます。よって、議第51号は原案のとおり可決することに決定をいたしました。

次に、議第52号、損害賠償の額を定め、和解することについてを議題といたします。

本案につき提案者の内容説明を求めます。

森井教育部長。

森井教育部長 教育委員会の森井でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

議第52号、損害賠償の額を定め、和解することについての説明をさせていただきます。

本案につきましては、過去に葛城市立の学校において、県派遣職員が勤務する学校内において、故意または過失によって違法に児童に損害を加えたために、児童に対しまして275万円の損害賠償の額を定め、合意するものであります。

本件の事案に対し、児童の代理人から依頼を受けた弁護士より、令和元年6月24日付にて葛城市に対し、国家賠償法第1条第1項に基づく請求がなされました。国家賠償法第1条第1項とは、「国又は公共団体の公権力の行使に当る公務員が、その職務を行うについて、故意又は過失によって違法に他人に損害を加えたときは、国又は公共団体が、これを賠償する責に任ずる」。また、同法の第2項には、「前項の場合において、公務員に故意又は重大な過失があったときは、国又は公共団体は、その公務員に対して求償権を有する」と定められております。

本来、国家賠償法第1条第1項は、公務員が過大な賠償責任を負うことを救済する目的に加え、公務員が過大な賠償責任を負うことができない場合の被害者を救済する2つの目的がございます。本件につきましては、本来、加害者が賠償責任を負うべきですが、加害者にかわり葛城市が一時的に立てかえて賠償することにより、被害者を救済することが目的であります。また、同法第2項の定めにより、本件の場合、加害者に故意または重大な過失があったときに該当するため、後日、加害者に対して求償権を行使いたします。

以上の内容を考慮し、葛城市顧問弁護士とも協議を重ねた結果、このたび相手方と合意に至りましたので、地方自治法第96条第1項第12号及び第13号の規定により、議会の議決をお願いするものでございます。

以上でございます。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

内野委員長 ただいま説明願いました本案に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

西川委員。

西川委員 この今の議第52号については、個人情報またはプライバシーの確保というふうなこともあ

りまして、委員長も委員も相当気を使う中で、この内容がどういうことなのかということをしかりと議員は把握せないかと。これはやっぱり市民等々の税金で立てかえて払うわけですから、その内容について協議会、先ほど言いましたように、個人情報保護またはプライバシーの確保という観点から、委員会でその詳しい内容をいろいろと精査するというのんは、それに抵触してくるということに気づかいをしながら協議会でいろいろ説明を受けてきたわけでございますけれども、被害者救済という面では、それはこういう形があるのはいいとは思ってるんですが、この中ででも書いてるのは、事件の概要にちょっと触れられてるのは、県派遣の教員が勤務していたということでございますんで、この人員配置や人事権については県の教育委員会、県の方の権限でこの教員配置をされてるわけでございます、その教員が不祥事を起こしたと、加害者になって不祥事を起こした。そして、その賠償を本来は本人がするべきところが、経済的な理由も、また今これ収監されてるんかどうかわかりませんが、そういうふうなことがあって能力がないと。そしたら、この国家賠償法を使って被害者救済をやってくれというふうなことでございますけれども、先ほど申し上げましたように、県そのものがこういう教員派遣等々人事の配置等を県が持つてるわけでございます。それをなぜ葛城市が立てかえて葛城市がこの責を負うのか、このところが、被害者救済は大事やいうことはようわかっているんですよ。葛城市がこの責を負うて立てかえとか将来支払いをしていただけるのかどうかわからんこのお金を、県が本来僕はやるべきじゃないかなと思うんですが、なぜ葛城市がこのお金を負うものか。別に、どこの誰々が加害者でどこの誰々が被害者と、そんなことは僕は聞いてませんので、そのところをなぜ葛城市がこのことを責を負うて支払うのかというところを詳しく説明を願いたいと思います。

内野委員長 森井部長。

森井教育部長 教育部長の森井です。

ただいまの西川委員からご質問いただきました、雇用してるのは県であり、使用してるのは市、雇用者としての責任として県に責任はないのか、そしてこういった損害賠償を支払うに当たって県に支払ってもらわなければならないのかというご意見をいただいたものと思います。全く私ども教育委員会も、ただいまのご質問のとおり、その責任がないのかという確認をしようと思ひまして、顧問弁護士の方に確認をさせていただいております。それと同時に、この本件について県とも協議をいたしました。

ただ、これ結果としまして、葛城市が負担するということに至った経緯でございますが、過去の類似判例としまして、国家賠償に対して雇用者である県と使用者である市が争って、全額市の負担とする最高裁の判例が確定しております。そのことがベースとなりまして、顧問弁護士と私ども協議しまして、県の方に幾らかでも持つてもらうことはできないのかということも含めて弁護士と相談に行かせていただいたんですが、結果としまして、その判例をもとに県と協議しても勝ち目はないと。県の方も私どもの方からこの話を持ち込んだんですが、こういった件があるので、この使用者責務として国家賠償法で支払うのは市の方であるという見解を示されておられるのがもとになりまして、今回、提案させていただくことになりました。

以上でございます。

内野委員長 松山副市長。

松山副市長 副市長の松山でございます。

少しお時間をいただくかもしれませんが、西川委員から重要なお質問をいただいたと思いますので、重複する部分はあるかもしれませんが、再度、ご説明をしたいと思います。

まず、これ本当に何点か論点がございまして、まず最終的には、被害者、誰に請求するか
の選択は被害者にある。そして、今回その代理請求の請求先が、これは最初は県に対してと
いうことも考えておられたようで実際やり取りはされていたようですが、最終的には
市に対して請求をなされたということでございますので、これに対してその請求がなかった
ことにするわけにはまいりませんので、市としてはこれに対する対応をどうするかというこ
とについては考えなければならないということがまず1点でございます。

それから、国家賠償法の第1条の枠組み自体は、これは先ほども説明がありましたように
被害者の救済ということで、今の市の立場はあくまで一旦代理請求に対して損害賠償を肩代
わりして立てかえ払いをするということでございまして、あくまで本来その責任を負うべき
は加害者でありますので、ここはいろんなその行政上の事務的な労力なりコストなりがかか
ってまいるわけではございますが、しっかりとその求償権を行使していきたいと。

そういたしますと、その中間的に代理請求に対して立てかえ払いの責任を負うべきがどち
らにあるのかということでございます。先ほど、これも教育部長が申し上げましたとおり、
平成21年に最高裁の判決が出ておりますが、これは逆に学校の事故に対する、学校で起こ
った事故と言いますか、教師の体罰に関する判例でございまして、この場合は県が請求を受け
て県が払っておいて、ここから先が少し私もそこまで詳細に事情がわからないのでございま
すが、それを県の方が一旦払ったんだけど、市に払えよと。福島県の郡山市に対して、市
に払いなさいということについて、県と市が、郡山市がそれに対してなぜ払わなければいけ
ないんですかということで、市と県がそのことについて争ったケースでございます。

この件につきましては、実は法律そのものについては、立法過程においていろいろ、これ
はこういう意味でこういう規定をしているんですよということがつまびらやかにわかっ
てるものもございまして、国家賠償法のこの件につきましてはそこまではっきりわかってい
ない。逆に言いますと、その法律の運用の段階で、学術あるいは判例によってそのことにつ
いては具体的なその意味なり適用については考えていこうという、この条文についてはそう
いった状態の中で、実はいろんな考え方がございまして、大体そもそもその加害者を雇用し
ていたというか、その費用の負担者、人件費も含んだ形の費用の負担者が全てを負うべき、
あるいは人件費を含まない費用の負担者がそれを負うべき、あるいはその事案について一番
関係をしていて起用していた者が負担すべき、あるいはその立場的にその管理者であった者
が負担すべき、大体その4つぐらいの学説があるようでございまして、最終的にこの福島県
と郡山市が争った判例におきましては、学校教育法でありますとか、地方財政法であります
とか、それから教員の国庫負担法でありますとか、いろんな枠組みの中で、費用負担説の観
点から、これいろんな枠組みの中で、実は基本的には市町村立の小中学校においては、本

は全ての費用は設置者である市町村が負わなければいけない枠組みなんだけど、人件費だけ、これは特別に法律でもって国あるいは県が負担をしているといった枠組みなんだよ。したがって、人件費以外のいろんなことにまつわる、今回、学校におきますこういった不適切な刑事事件があって、それにおける損害賠償のような費用も含めて、要はその人件費の負担以外の部分につきましては全て設置者である市町村が負担すべきという枠組みになっているでしょう。確かに、学校教育法等の枠組みはそういったことでございまして、そこに着目をして、最高裁の判例としては市の方で負担なさいということが出ております。

今回のケース、事案につきましては、本件と非常にケースが似ております。完全に一致はしてないんですが、非常にケースが似ている中で、本市の顧問弁護士ともご相談をしたんですが、その中で、逆に西川委員からお答えいただいているように、釈然としない中で争うとしたら、これは一旦市で払うんだけど、これは県が払うべきじゃないのかと。県に払えよということを、市と県が争う格好になるんですが、「そういった争いをした場合に、なかなかこの最高裁のその判例をもとにして裁判等をした場合についても勝訴の見込みが低いんじゃないですか」ということの見解が法律家からなされたということと、それから真に重要であるのは本来この費用を負担すべきであるのは加害者であるので、確かに当市といたしましては労力とともに弁護士費用と多少のお金もかかってくるわけですが、それでもしっかりとその加害者に対してこの求償権を実施していけばいいということであって、不要に県と争っていくべきメリットがあるのかということの中で、そういった必要はないんであろうという判断をするに至ったわけですが。

私も法律家ではございませんので、あまり専門的に言って違うかったらいけないんですけども、このような特異なケースにつきまして、真にその責任を果たすべき者がどうなのかということについて、現行の学校教育法でありますとか地方財政法でありますとか、それから市町村立学校教員給与負担法、それらが、このような異常な事態を想定してきちっと役割分担を書いてくれてなかったのも、私たち現場の人間としても今回のケースについては非常に違和感を感じておまして、法枠上は、その立法政策の問題であるとかという形でよく議論されるんですが、そういった意味ではそういった問題なのかなと。ただ、今、現行として制定をされております法律を運用、適用される中におきましては、多分、平成21年の最高裁の判例と同じような判断が多分なされるであろうから、県を相手取ってこのことについて争うのは当市としても得策ではなかろうという判断でございます。

長くなりましたが、以上でございます。

内野委員長 西川委員。

西川委員 今、部長と副市長から説明をいただきました。その説明をいただいたこと、市がそういうふうに判断したことはよく理解できましたよ。これも協議会でいろいろ説明していただいて、それは理解してるんですよ。市がそういう判断をしたということは。

ただ、あまりにもその判例があったからいうて、職員、本当にこの最高裁で判例があったからいうて設置者が本来これを立てかえて、こういう国家賠償、今まではそういう不祥事とかこういうふうなことがあっても、本人に支払い能力があるか、また当事者間、被害者、

加害者間で話がついてきてたから表だって来てないんやろうとは思いますが事例もあると思うんです。

ただ、今後あまりにも、例えば県はこれ一切、もうこういう判例があるからこういうことに関しては市が全部こういう判例のもとにそういう方向で検討してそういうふうな解決方法を取ってくださいよというふうなことが、ずっと奈良県下というか、これが通って行くんであれば、そうすると県の人員配置や人事権そのもの、人となりなんかをいろいろと経験をされてることとか、いろいろと採用に際してのチェックをして配置をしてはるわけやから、先ほどおっしゃった、ちょっとあちこちになりますけれども、学校施設内で何か施設そのものに何か不備があつて、そこで生徒がけがしてどうのこうのというふうなことであれば、それは設置義務いうか、整備義務そのものは葛城市にあるというのは、それはそのことはそうかもわかりません。せやけれども、このようなことを市として争ういうか、これは争わないとわからんやったら、県を相手に争うていただいてもええんじゃないかと思えます。

今後、こういうふうなことが起こってきたときに、この前例が残って行って、「いや、前はこういうことやったから、やっぱり」というようなことになって行って、県は「その裁判例が1つあったさかいに、そやから全てそれぞれの地方自治体の方で全部こういうことは処理しなさいよ」と。これは、僕はあんまりな対応やと思えますんで、今回は僕自身は市が判断されたことに対してはしょうがないかなと思う部分もありますけれども、今後こういうふうなことが起こってきたときに何か対応策を考えやないかなと思うてはるんかどうか、ちょっとそこらを聞かせていただけますか。

内野委員長 教育長。

杉澤教育長 教育長の杉澤でございます。

今、西川委員の方からご提起いただいている問題につきましては、私自身もこの事象について初めて知った時点から本当に引っかかっている問題でございます。でも、先ほどから部長また副市長の方から説明してもらったように、法的に行くと今の方になるということでございますので、今の時点では仕方がないというか、こうせざるを得ない。

今後、本当にこの問題について、起こってきたら全てまた市の問題になるのかというようなことにつきましては、今後ほかの教育長ともさまざま相談もいたしまして、方向性を探っていきたいなというふうに思っております。ただし、その任命権の問題と設置者の服務権限の、その辺のところもあわせて今後考えさせていただきます。

以上でございます。

内野委員長 それでは、ほかに。

藤井本委員。

藤井本委員 私も委員として、このことについては質問させといていただきたいというふうに思います。結果として市が判断されたのですから、その方向でということには思っておるところでございますけれども、まず1点目の、先ほどの森井部長のお話にございました275万円の賠償額を定めた。どういう形で定めたのか、誰と誰とがお話をして定めたのか、弁護士が入ったのか、裁判所で定めたのか、この額。これはどういう形で定めたのかということ、ま

ず1点目、お尋ねしておきたいと思います。

2点目は、私も、今、西川委員も質問された、教育長もお答えをされた、いわゆる採用する県、学校設置者である市と国家賠償法によって国または地方公共団体がその責を負うということになっておる中での県と市ということですが、確かに学校設置者である葛城市、例えば授業中にプールとか何かで賠償せないかんようなのが起きたと、これは私は授業中のことであるから市が教育の中でやったことだということで、これはもう法とかいう問題ではなくて、それはそうやなと思うんですよ。

今のは、この国家賠償法を見ると、故意または過失にとなったときに、この過失、授業中の過失とかいうことについてはそれはわかるんです。これが故意か過失かということになってくると、授業中でもない過失でもないということで、今、大きな処分を受けていると。こういったときに、教育長はそういった今後のこともあるので、これは私、話前後するけど、先ほどどこかの県の平成21年の最高裁でのお話をされたと思いますけど、今後、葛城市でこういうことがあったというのはちゃんとここで議論しておかないと、全国的にも珍しいお話でございますので、後に残るといふふうになろうかと思えます。教育長は、今後のことにおいては教育長の会と言うんですか、奈良県のほかの教育長も含めた会議の中で今後定めておきたいと。

もっと言うていくと、この法にも不備というかわかりにくい部分があるのかなと思うわけですが、そしたら、市の方向性を定める中で、今私が申し上げたように、設置者か県かというそういう問題じゃなくて、故意と過失、それと授業中か授業中でないか、この辺の部分、どういうふうな形で県と議論されてこられたのか。ここは、最高裁が約10年前にこういう判例があったからそれに従ってというだけでは、なかなかやっぱりこれは税金で立てかえてするわけですから、言って求償権も権利はありますけども、そこまで定まっていないう中で立てかえをする、県とどんだけ話をしてきたのかということをお尋ねしておきたいというふうに思います。

以上です。

内野委員長 森井部長。

森井教育部長 ただいまのご質問の、今回の275万円の額を定めた金額の妥当性についてご質問だと思います。まず、この275万円の根拠となっておりますのが、刑事損害賠償命令事件と言いまして、刑事と民事を同時に行う決定がされた結果の金額として慰謝料が250万円というのが決定されております。それと、今回の275万円には、そのときの加害者と被害者との間で争ったときの弁護士費用が25万円、合計275万円というのが今回の金額になります。

そして、この金額の妥当性でございますが、刑事損害賠償命令事件、先ほども言いましたが、民事と刑事を同時に行っているものでありますので、これも市の顧問弁護士と私ども相談させていただいたところ、この金額250万円に対して、市がもし国家賠償法で払うのであれば、この額を少しでも下げることにはできないのかという相談をさせていただいております。それに対しましては、民事と刑事が同時に行われて決定している額であるということから、まずこの金額は変わることはないというふうに聞いております。

また、あと弁護士の25万円につきましては、この決定額の250万円の10%を弁護士費用として今回請求してこられておりますので、この10%というのがごく一般的な数字、パーセントであるということから、妥当な額と判断いたしまして、今回の275万円という額を出させてもらっています。

それと、県との話し合いでございます。これにつきましては、当初、教育長のところにも連絡も来ましたし、先ほど副市長からも回答いただきましたように、向こうの代理人から県の方へそういう内容が行っているという情報を前もって私ども情報としていただいております。その中で、県と私どもの方は緊密に連絡は取らせていただきながら、当然私どもも納得できませんでしたので、そういう打ち合せをずっと繰り返してきたというふうに思っていたらと思います。その結果、当然、法的なこともありましたので、弁護士の方にもその相談をしながら、本日まで協議させていただいて行っております。

ただ、もう一つ、当然それは向こうとそういう言い合いするだけではなくて、あとこの後の求償権のことにつきましても、県の教育委員会に過去の事例でどういうふうにされてきているかといった情報とかも情報として私ども欲しいといった、そういう打ち合せも教育委員会としましては行っておる状況でございます。

以上でございます。

内野委員長 故意か過失か、また授業中か授業中でないかというようなことは、いいですか。

藤井本委員。

藤井本委員 今回、この損害賠償額275万円ということが提案されている。今、部長のお話の中には、低くならないのかという話もしたけど、もう一旦決まったものは低くならないとなっておりますと、こういう答弁だったかと思えます。刑事と民事の方で両方とも事件であると、ということは、この25万円が弁護士費用という話になりましたけど、250万円はいわゆる裁判所で決まった額というふうに認識してええわけですね。裁判所で決まった額が250万円で、弁護士費用が25万円プラスされているということでございます。

どうしてもこだわってしまうのが、県との話です。私、今、答弁もらえなかったけども、授業中なのか授業中でないのかと、そういう話もしたのかと、故意なのか過失なのかという話もしたのかと、こういうことで質問したはずですけども、今聞いていると、当初は部長の方も納得でけへんかったと。そこから入って何度もと、何度もという言葉があったかわからん、気持ちを込めて訴えてきたということは気持ちとしては伝わったけども、故意または過失、ここらは違うと私の認識ではあるんですけど、その辺の話し合い、授業中なのか授業中でないのか、授業中やったらやっぱり責任はあると思えます。教育の中で、葛城市の子どもたちに教育中に何か過失したと、そのときに損害賠償が出たというんやったら、葛城市が支払ったってええと思えます。そやけども、その辺の話ですよ。教育中ではないでしょう、これ。そこらをどんな話をしてきたのと、こういうことでございますので、ご答弁ください。

内野委員長 松山副市長。

松山副市長 副市長の松山でございます。

法律的な整理の観点から、もう一度ご説明をさせていただきたいと存じます。まずは、心

情的には本当にもう議長並びに先ほどの西川委員がおっしゃったことと私も同感の部分は多々ございますが、法的な手続としては、まずは最終的に被害者のご家族の方から市に対しての請求が来た。それまでに多分県の方ともやり取りがあったようには聞いておりますが、それは市と県がという意味ではなくて、被害者の代理人の方と県の間でのやり取りがあったようには聞いておりますが、最終的には市に対してこの代理請求の意味合いを持つ国家賠償法の請求が来た。それに対して、市としては一旦はこれは受けざるを得ないよということの整理をしておりますので、その分におきましては、その要件として、公権力の行使をする中で、故意または過失による一定の部分につきましては、これは議長お問い合わせのどちらであったとしても、この法律の手続の枠組み自体にはさほど問題になることではないということでございます。

市が立てかえ払いをすることについて、これは逆にその市に請求がなくて県にだけあったときに、その県がすんなりとお金を払うのかどうか、代理請求に応じるのかどうか、もちろんこれは我々ではなくて県の問題ですんで、県がどんなご判断をなさるのかということになりますんで、そこについてこちらでとやかく言うことはできませんが、ただ、結果的に、本来我々もこの任命権の問題等も含めまして、やはり採用人事につきましては県の方でなさっていたということも含めると、県に払ってほしいなという気持ちはございます。

ただ、繰り返しますが、請求は市に来たと。市で払った上で、この立てかえ払いをしたお金について、じゃあ一旦は払ったけども、本来払うのはあなただからちゃんと払ってくださいよという相手が誰なのかと、そのときにその加害者に対しての求償をせずに、一旦立てかえ払いしたんだけど、立てかえ払いを市がすることに納得できないから、これはやっぱり県が払うべきじゃないかということで、県を相手取って法律的にいろんな手続をして争っていくことに意味があるのかということにつきましては、そこは争っても意味がないんじゃないかという見解でございまして、ただ、県との関係性におきまして、あるいはその情報共有とか、ひいてはそこも含めてしっかりと、そもそも採用もして人事配置もしてくれと。そのあたりにつきましては、先ほど教育長の方からご答弁申し上げたとおり、いろいろと教育長は教育長の中でご議論、意見交換をしていきたいというご答弁が先ほどありましたけれども、そういったことかと思っておりますので、そういった枠組みの中ですので、議長のお問い合わせに対しましてダイレクトにはお答えはしておりませんが、そもそもそういった観点で今回の一連のいろいろといろんなところに確かにやるせなさと言いますか、何か少しよくわからないところがある制度だなということについては、一般的にはそれはもうおっしゃるとおりなんです、法律的ないろいろと順番に整理をしまいと、今申し上げたような判断に至ったということでございます。

以上でございます。

内野委員長 いいですか。

藤井本委員。

藤井本委員 スタンス的なところ、気持ちはよくわかりました。私は、県と今後において、先ほど質問された西川委員とはちょっと違うかわからんけど、県と裁判してくれということは一個も

言うてませんので、今までどういう話をしてくてここへ来たのかということをお尋ねただけでございます。そういうことまでしてほしくはないと私は思っております。

今、副市長から答弁ございましたように、気持ちの上で何ぼ言ったところで、法の整備をしなければならないということでございますので、今回についてはわかりましたので、今後も法の整理というものをきちんとしていただくようお願いして、私は終わります。

内野委員長 それでは、ほかに質疑はありませんか。

谷原委員。

谷原委員 まず最初に、葛城市立の学校におきまして、本来信頼すべき教員から精神的あるいは身体的苦痛を受けられたかもわかりません。あるいは、ご本人に対して支えていただいておりますご家族に大変な苦痛をお与えしていることだろうと思ひますし、そのご心中をお察し申し上げます。その上で、このような損害賠償請求を起こされたこと、それなりに大きな怒りを持っておられるんだらうと思ひます。その上で、被害者救済ということで、当事者の方から国家賠償請求に基づいて、加害者がなかなか支払いができないということに対して、国家賠償請求法に基づきまして市の方に請求されたということであらうと思ひます。

私は、県の職員かということもあるかと思ひますけれども、副属が市にあるわけですし、その教員に対する管理監督責任は、私は学校長にあつたんだらうと思ひます。これは個人的非行かもわかりません。これは学校教育活動の中であつたら、当然、学校教育活動の中で市に責任があるわけですしけれども、個人の学校教育活動外のさまざまな行為に対してどこまで学校が責任を負うのかという問題を、いま一度整理されていただけたらと私は思ひます。全く、市にこういう管理監督について、学校における責任がどうだったのかというのはもうちょっと整理していただきたいなど。

ただ、今議論しておりますのは、要は裁判にかかわる損害賠償のお金の件でありますから、これは法的なことで先ほどからお話があるとおりでありますので、議長も先ほどおっしゃいましたけれども、県との関係、これは法律上の観点から弁護士からもそういうご意見をいただいておりますけれども、私は教育活動の中でちょっと問題が、やっぱり整理しておくべきところは今後ともあるのかなと思ひますので、ご検討をお願いできたらなというふうに思ひます。

その上で1点お聞きしたいんですけど、本来、これはやはり私は加害者が払うべきもんだということだと思ひます。そのとおり、先ほどからご答弁があるわけでありますけれども、要は、この求償権についてであります。つまり、これは市民の税金を使うわけですから、何としても加害者の責任を問う上でも求償し続けてほしいと考えるわけでありますけど、例えば、これは利息とかそういうものも発生するのかどうか。そういうものはどうなのかということも含めまして、ぜひしっかりと求償していただきたいと思ひますが、その点について伺ひいたします。

内野委員長 森井部長。

森井教育部長 ただいまの加害者が払うべきお金で、私どもが立てかえた後どのように求償するか、そして利子等も発生するののかということでございます。当然、立てかえた後の求償につきま

しては、まず職員の方で当たる予定であります。当然、先ほどからの議論の中でも、まずは職員で行います。ただし、それでも払わない場合は法的な手段に出てという手順を予定しております。

それから、利子でございます。決定文には5%というふうに出ておりました。ただ、これにつきましても5%で本当にいいのか。それ以上、当然、市が負担するわけですから、市の負担の場合はそれがそのままなのか、そういったことについても今後確認をしていきたいと考えております。

以上でございます。

内野委員長 谷原委員、いいですか。

ほかに意見はございませんか。

奥本副委員長。

奥本副委員長 1点だけ確認をお願いします。最高裁の平成20年判決のことなんですけども、最終的に市の方で負担されたということなんですけども、そのときに加害者に対して市からの請求結果がどうだったかというところだけ確認をお願いします。

内野委員長 森井部長。

森井教育部長 先ほどの国家賠償法に基づく最高裁判例の分でございます。申しわけございません。

この分は、どちらがというので出てるものでございましたので、その後その部分につきましては確認できておりません。

内野委員長 いいですか。ほかにございませんか。

藤井本委員。

藤井本委員 こういうケースの場合、今後のこともありますので、これも確認できるのであれば確認しておきたいと思います。学校現場は、いろんなことが今後においてもあるであろうかというように思います。その中で、何を聞きたいかと言うと、ここに出てるように、損害が葛城市の方に与えられたといったときの保険のようなものというのはいないわけですか。そういうものがあるのかなのか、ちょっと教えていただきたい。このケースのみならず、けがをされたとかいろんなケースが出てくると思うんですね。そういった場合の保険制度というものがいいのかどうか確認しておきたいと思います。

内野委員長 森井部長。

森井教育部長 まず、保険に入ってるかということなんですけど、各学校でスポーツとかグラウンドとか使っていて損害を与える場合とか、つい最近もありましたけども、ガラスを割るとか、車にボールが当たるとか、そういったことが私どもの葛城市の学校で起こったときのためのような保険は損害賠償として入っておりますが、ただいま藤井本委員が質問された内容とはちょっと違う保険になるかもしれませんが、そういう損害賠償の保険には入っております。

その保険の範囲がどこまであるかにつきましては、詳しく今持っておりませんので、また後日調べましてご報告させていただきます。

以上でございます。

内野委員長 藤井本委員。

藤井本委員 こういうことを1回経験してあれば、後ろ向きなことじゃなくて、いろいろなケースも今後考えられるということで、またご検討いただけたらいいのかなというふうに思いますので、よろしくをお願いします。

内野委員長 それでは、ほかにございませんか。

(「なし」の声あり)

内野委員長 質疑がないようなので、質疑を終結します。

議員間討議を希望される方はおられますか。

(「なし」の声あり)

内野委員長 ないようであれば、これより討論に入ります。

討論はありませんか。

西川委員。

西川委員 私は被害者の方のことはようわかっているんですけども、これはあえて私は反対をさせていただきます。

先ほどからおっしゃるように、被害を受けられた方、生徒の方、また家族の方、この心痛はほんまに察して余りあることはよくわかっております。しかし、この制度がある、裁判でこういうふうにもう決まると。先ほど副市長は、県と争うことに意味がないというふうなことをおっしゃいますけれども、あまりにも、これはあれですけども、例えば先ほど言いましたように、命を亡くすようなことだってあるわけですよ。この前のやつは体罰だったわけですからね。そのときに、採用する権利は、また配置をする権利は県にあるわけやから、僕ははっきりと、「いや、裁判例がこういうふうにあるから、市が全面的に責を負うて立てかえよ」と、こういうあり方はちょっと県としてもしっかりと考えて、少なくとも市に全部という責任を負わさんようなことを考えるべきじゃないかと。「裁判例でこうやったさかい、はい、市で」、「ああ、そうですか。ほんなら争うても勝ち目ないさかいに」というて、そんなことではと思いますんで、その加害者そのものにそういうふうな支払う能力がないからこういうことになってるんですけども、そのところはわかりますけれども、あまりにも県は責任は感じておられるんでしょうけれども、そしたらやっぱり何らかの形にあらわしてこなあかんの違うんかなと。今後、市議会としてもこれで、よくわかるんですよ、先ほど言うたように。それで何の反対もなしにずっと通ったからというふうな形ではちょっと僕は納得できませんので、これはあえて反対をさせていただきたい。これは、要は県の方に僕は言うてるつもりですよ。もうちょっと県の方も何らかの形を示した方がええんと違うんかと。市の方はいろいろ打ち合せもし、いろんなこともやってるわけやから、「いや、法的にはこうなつて、裁判争うてこういう先例があつて、こういう市がやっはりしますよ」と、「市の方がせんなんようになりますよ」、「ああそうですか」、そんな形では僕は納得できませんので、このことに関してはあえて反対をさせていただきます。これは予算のところでもまた出てきますけど、そのときにもまた。

内野委員長 ほかに討論はありませんか。

奥本副委員長。

奥本副委員長 ただいま西川委員の方から反対ということでした。今回、いろんなご説明を聞かせていただきまして、非常に心情的には私も納得いかない部分がいまだにございまして、我々は今回ここで1つの決断を下したことに對して、これが1つのまた形として残るわけなんですよね。現在のこの法律がいいか悪いかの判断まではできませんけども、言うてみれば、納得いかないというところの部分に関しては、悪しき前例ではないかなと思うんです。その悪しき前例の不条理を補完する決議に今回なってしまいかねないんで、結局それが我々の決議も根拠として先々で利用される可能性がある。そこはもう非常に本位ではないということで、これは皆さん恐らく共通されてることなんです。

それがあいながら、あえて私は賛成という形にさせてもらいたいのは、今回、被害者の支払いを後回しにしてしまつて県と争うというスタンスになった場合、結局、それが最終的に被害者救済という観点で、今回の子どものためという立場からすると、やはりちょっとその辺はよろしくないなというところから踏まえまして、もう本当に苦渋の決断なんですけども、賛成という表明をさせていただきたいと思ひます。

内野委員長 ほかに討論は。

藤井本委員。

藤井本委員 私も何か質問させていただきましたけども、今回、市の判断としてこれを賠償しようということになったわけでございます。質問もさせていただいて、私もこれについては賛成という立場でお話をさせてもらいたいというふうに思ひます。

質問させてもらいながら、気持ちというのは皆さんと同じで、今もありましたけど、あつたであろうかと思ひます。それでお願いしたいのは、やはりこれは前例として確かに残る話になります。金額とかそんな関係なく大切なことで、全国から注目される案件であろうかと思ひますので、まず今後これからのことをお願いして賛成をさせてもらいたいと、このように思ひます。

まず、求償権のことですね。求償権は発生するというところで、法に基づいて賛成するわけなんですけど、求償権のことが今後の課題として何ら話はできてないわけですよ。そんな求償権があると、立てかえすんねから返済してもらわんなんというものが、何らなしにさせてもらうわけですから、今後宿題というものが葛城市に残されたんだという気持ちをまず持っていたきたいと、このように思ひしております。

2点目、これは教育長からお話がありました。この法だけ見ると、本当に理解に苦しむ、判断に苦しむ国家賠償法というものであろうかと思ひます。私らの分際でこの法律を責めてもしようがないんで、教育長は今後、奈良県の教育長会という中でこういった場合のことについて話をしてみると、今後どうということやという今後について話をしてみるということのでございましたので、これをぜひお願いをしておきたいというのが2点目でございます。

3点目、やっぱり学校設置者である葛城市にこういうことが発生したということは、先生方への指導と言つていいんですか、教育委員会そのものを、私は学校教育長の中での話とそれ以外の話と分けたような話もしましたけども、やはりこれは学校の中で起きてることです。教育委員会はもっとしっかりしてもらつて、教育も上げてもらわなあかんけれども、先生方

に今後このようなことのないように十分注意をしていただくということをお願いして、賛成とさせていただきます。

以上です。

内野委員長 ほかにございませんか。

川村委員。

川村委員 私も質疑の方には入らなかったんですが、皆さんの質疑を聞かせていただきまして、またこれまで協議会等でいろいろと質問させていただいた中で、今回私も賛成を取るしか仕方がないなという苦渋の選択でございます。

その理由は、やはりこの国家賠償法のあり方は、公務員が守られているという非常に公平性がないという部分については、私は今回この法律に対して、先ほども副委員長がおっしゃいましたように、いろいろと抗議をしていくようなところにはまだ行かないんですけれども、葛城市の子どもがこんな状態になったと、しかも学校教育法に人件費以外が設置者である市町村に責任があるという先ほどの答弁にもございましたように、これが一桁多い数字だったらどうするのかと。はっきり言って、この金額なら妥協するのかと、そういう問題ではないと思うんですね。これは、刑罰の中で決められた金額ですので、これについては金額の大きい小さいにかかわらず、設置者である葛城市がこれからこの負担を負うていくということですから、加害者が守られてる法律だというふうに私は思うんです。

葛城市が一旦負うたこの債権をこれからどう回収していくかということにつきましては、今判例の事例も説明いただけませんでしたけれども、やはり今後これについてはしっかりとその義務を負うていただくという手段を講じていただきたいなと思っております。でないと、葛城市民が負担するべきお金かどうかということに私はもう非常に違和感を感じておりますので、こういった事例に直面する葛城市、非常に情けないことなんですけれども、これからこういった問題にもっと前向きに取り組んでいただく、私たち議員もそういった運動もしていけないといけませんし、また行政におきましてもこの問題につきましては真剣にこれからも議論をいただきたいと思います。

以上でございます。

内野委員長 ほかにございませんか。

(「なし」の声あり)

内野委員長 討論がないようなので、討論を終結いたします。

これより議第52号議案を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立多数)

内野委員長 起立多数であります。よって、議第52号は原案のとおり可決することに決定をいたしました。

以上で本委員会に付託をされました議案の審査が終了いたしました。

ここで暫時休憩をさせていただきます。

休 憩 午前11時50分

再 開 午後 1時30分

内野委員長 引き続きまして、委員会を開催いたします。

本委員会の所管事項の調査案件についてであります。初めに、ごみの減量化に関する諸事項についてを議題といたします。

本件につきましては、今回は理事者からの報告事項は特にないということでございますので、委員の皆様から何か確認事項等がございましたらお受けしたいと思っております。何かございませんか。

谷原委員。

谷原委員 直接ごみの減量化に関係することではないんですけれども、容プラの回収を今やっております。ところが、この容プラの回収は非常に軽いものですから、ネットをかけてるところはいいんですが、よく風で飛んで、私も農業をやっていますので、水路を見たらもういつもプカプカ浮いてると、稲に引っかかっていると。それを引き上げては、これはもうごみとしてやってるんですが、道路に散乱したりとか、国道に、そういうこともあったり、私はちょっと地元の区長には、「ネットをかけてないところはかけるようなネットを何か出してや」というふうに言うたら、「いや、もう既にちゃんと自分たちの近所でやってる人がおるから、それはなかなかできない」ということなんです、やっぱり全市的に、これは本当に具合が悪いんです。何のために回収しているのか。海洋プラスチックの問題がありますから、結局その水路の中に流れて、それだったら本来きちっと回収して燃やしている方がましなわけで、回収するんだったら、やっぱりその保管も含めて何らかの形で指導していただくなり、区長あたり区長会でも言うてもらおうか何かしていただかないと、非常にそういう容プラが水路に流れている、それで田んぼの中に入ってくるのもありますし、もうちょっとその保管について、ネットをかけるだけで十分なんですけれども、何かそういうことのご指導があればなというふうに思います。今後、海洋プラスチックの問題等もうるさくなってくるわけでありまして、ぜひそこら辺をお考えいただいたらと思いますので、よろしくお願ひします。

内野委員長 お答えいただけますか。

前村部長。

前村市民生活部長 ただいまご意見いただきました件につきましては、クリーンセンターの方で、これまでの様子も調査をしながら取り組んでいきたいと思っております。ありがとうございます。

内野委員長 では、ほかにございせんか。

(「なし」の声あり)

内野委員長 ないようであれば、本件につきましては本日はこの程度にとどめておきたいと思っております。

次に、学校給食に関する諸事項についてを議題といたします。

本件につきましては、理事者より報告願ひします。

森井教育部長。

森井教育部長 教育委員会の森井でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。

調査案件(2) 学校給食に関する諸事項についてご説明させていただきます。

まず今回の配付資料はございません。今回のご説明は、前回のアンケート結果の報告の後、

その後につきましてご説明させていただきます。

先日、内野委員の一般質問において、食品ロスでもご説明申し上げましたが、給食センターではアンケート結果をもとにして、従来の安全・安心に加えて楽しいおいしい給食の取り組みを進めております。また、本年7月には各学校、幼稚園、給食主任による葛城市学校給食主任者会を開催いたしました。主任者会では、安全・安心のため学校給食衛生管理マニュアルや学校給食危機管理マニュアルについての再確認に加えて、子どもが嘔吐した場合の食器の取扱い、牛乳の紙パックを導入した場合の紙パック処理における子どものアレルギー対策などについてご議論いただきました。また、西井議員を会長として各学校のPTA、教育委員、学校医、学識経験者、校長等で構成する学校給食運営委員会を7月に実施しております。今年2月のアンケート結果をもとに、おいしい給食のための方策や給食費などについて話し合っていました。また、現在の給食センターの概要と施設の紹介及び給食の試食もしていただいて、ご意見をいただいております。

これらをもとにしまして、楽しいおいしい給食を目指すためとしまして、子どもたちの嗜好や食べ残しの状況を給食センターがより早く把握できるよう、従来月1回提出いただいていた給食検食表への記入にかえて、給食当番健康観察表に毎週記入し、給食センターへ返すことで、学校の声をもより早く反映する体制を整えることにいたしました。

また、学校の給食の味つけですが、管理栄養士が給食の摂取栄養基準を考えながら、おいしい給食を目指すための対策としまして、プロの料理人の方などにアドバイスをいただけるようにできないか、また令和2年7月までの学校給食センター調理配送業務委託について5年間の業務委託の見直しを、令和2年4月からプロポーザルによる業者の選定を予定しておりましたが、今回3カ月程度前倒して準備期間を長く取ることで、広く民間業者の提案を受けやすくできないかといったことを議論いただいております。また、そのことについて検討してしていくことといたしました。

以上でございます。

内野委員長 ただいま報告願いましたが、このことについて何か質問等ございませんか。

西川委員。

西川委員 このことを言うより、この給食のことについては、僕は6月の厚生文教常任委員会で質問してるんですけども、いろんなことがあって、ずっと歴史的に市内業者の方が給食の方を担うてきていただいたんですけども、異物混入やいろんなことがあって、それで今はその業者とは違う業者が入っていると。そやけれども、指導とかそういうふうなこともしていただいて、はっきりとその市内業者が食品管理もきちっとやり、何かそういう許可いうか、ISOか何かでも取得してはるのか、そういうふうなことも含めて調査をして、そしてできれば納税もしてるわけやから、そこらが給食として安心できて安全で、そういう確認をしながら市内業者を使うていったってもうたらどうやろうというふうな質問をしたわけでございますが、その後、その業者のことをいろいろと今現在どんな状況なのかというふうなことを調査したり、復帰させていったるためにはやっぱりそこが改善されてんのかどうかというふうなことも含めてご報告をいただきたいなと。そのときには、油谷所長、その方も教育長も、

今現在、裁判で係争中やから、そのことについては口出しできないような状況やというふうなことやけれども、いまだにまだ裁判を継続してんのかどうか。それと、やっぱり反省してきちっと国の基準を満たそうとその業者はいろんな努力をしてんのかどうかとか、そういうふうなことも含めて、市長の方もいろんなことがあって調査やっっているいろいろやったけど、残念ながら異物混入はとまらへんださかいに、もうこういうふうな結論を出さざるを得んのやと。せやけれども、ちゃんとしはったら、できるだけ市内の業者を使っていきたいなという思いの中でのこういうふうな経過でございますというふうな市長の答弁をしてはるわけで、できればそういう子どもたちが、これで安心・安全で近くで市内業者でというふうなことが判断できるような材料がそろって行って、そしてきちっと調査もして行ってんねんというふうな動きをしていただいてんのか。その裁判も含めて管理のことも含めて、今現在どういふふうなことになってるのか、ちょっと説明というか、していただきたいなと思っております。

内野委員長 杉澤教育長。

杉澤教育長 教育長の杉澤でございます。

6月の折に西川委員の方からさまざまなご意見をいただきました。そして、その折にお答えしたことも、今言っていただきました。それで、午前中の話ともかかわるんですけども、午前中の話でさまざまこっちももやもやしたものがあろうというお話もさせていただいたんですけども、そのことも直接その被害者の方と我々話すことはだめだというようなことを担当弁護士の方からも言われまして、我々したいときはうちの弁護士と相談して向こうの弁護士と相談せえというようなご指示を受けて、うちの担当の方が弁護士と相談したという経緯もございますので、今そうやってフォーマルな話、これにつきましては、当然先ほど委員が振り返っていただいたとおりでございます。

ただし、6月議会以降の事実でございますけれども、こちらが調査する前に、納入業者の方から社長が交代した件とか、それからISO22000というものを取得したこと、そういうふうな報告もございました。そして、これはもう当然フォーマルには言えないこと、まだ正式にはないんですけども、納入業者としては裁判は今継続中でございます。継続中なんですけれども、それについては取り下げていく方向だというようなことのお話には来ていただきました。そういう事実はございます。

そこで、先ほど委員の方からご指摘の、調査をしてんのかというようなことに関しましては、これはもう6月の答えと同じで、一旦土俵に乗ってる限りは、こちらの方から能動的な動きはできないというのが事実ですので、今申しましたような事実に従って、今後例えば裁判が今おっしゃってるように取り下げるというようなことになりましたらどうしていくのかというようなことに関しましては、今後考えていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

内野委員長 西川委員。

西川委員 今の話では、品質管理、ISO22000、これはなかなか取りにくいようなもんやから、それを取得されてるということは、それだけ努力して品質管理の方もやっぱり反省の上に立っ

てやっておられるんやろうと思います。そやけれども、実際の立ち入りの調査をする言うても、今おっしゃるように裁判中、まだ継続中やというふうな話で、「そこへは立ち入りはまだしてませんねん」と、こういう話ですな。

そやけれども、この中で今おっしゃったように、これは和解なのか、向こうがもう取り下げなのか、これは別にどういう方法を取られるのかわかりませんが、今の話では取り下げるといふような報告、まだ継続中やけど報告は受けたと、そやけども正式にはまだ市の方に取り下げましたという報告はまだもうてないということで、そしたら取り下げたときには今の形で市長も含めて取り下げて、そうしたときには僕が言うてんのは、そういうふうな品質管理もできたら、きっちりと子どもたちの安心・安全も図れるなというふうな形で、地元業者を戻していったらというふうな考えをお持ちなのか。もしそういうふうな調査にでも、そういう取り下げられた裁判が和解なり取り下げて市との係争状態がなくなったらその方向で検討していくのかどうか。そこらはまあやってみやなわからんということやけれども、そういうふうな方向で検討する余地はあるのかどうか。そこはどんなもんですかね。

内野委員長 松山副市長。

松山副市長 副市長の松山でございます。一義的には、これも教育の内容でございますので、教育長が責任を持ってお答えする内容ではございますが、訴訟の相手方としては市が訴えられておりますので、その観点から再度、私の方から法律的な位置づけについての整理を中心にさせていただきますと存じます。

西川委員、大変ご心配していただいているとおりでございますし、そもそもこの案件につきましては、一般質問で当時、藤井本委員からも多々ご質問いただいている中でご答弁も申し上げているところではございますが、できるだけ最大限のご配慮をしながら、それでも一旦起こったことに対して一定手続を加えなければいけないということで苦渋の決断をしたんだというような説明をしていたと思いますが、現時点の法的な状況としては、まだ市に対して訴えておられると、その状況のままでございます。

先ほど、教育長の方がフォーマルではないと、非公式だと申し上げましたが、これはまだ裁判上は訴訟が係争中のままの段階で、それぞれ訴訟代理人を立てて裁判という手続をしているときに、代理人を立てているにもかかわらず当事者同士が直接お会いをしているいろんなことをやり取りするということは、これは裁判の手続上、実は好ましいことではありませんというか、実際それは本当はよくないことなんですけども、こちらの方にいらっしゃって、「事実関係としてそういったことがあったので、直接お聞きをしたんですよ」ということを教育長が先ほどご報告を、この委員会の正式の場でお問い合わせがあったので、そこについては事実だからということでご対応したに過ぎないということを、まずはご理解いただきたいと思います。

まずは、この裁判がどういう形で終結をするか、現時点ではまだ係争中でありますので、それに対しましてそれ以上のことはお答えできないと言いますか、それは逆にほかの裁判の例でも申し上げておりますとおり、一旦訴えられて係争中であるものに対しては市としては負けるわけにはいかないと、負けるつもりはないということで取り組んでいきますという以

上のお答えはできないわけですが、したがって先ほどお聞きをしたように、取り下げられるのであれば、それは和解ではありませんので取り下げられたと、係争関係がなくなったということになるわけですが。その後でこういった形でいくのが望ましいかにつきましては、それは将来的なことについて現時点でたられればのお話もできませんし、その段階になった時点でまた判断をすべきことだと思います。

この裁判が係争中の中で、「もうそろそろかなり改善されたというふうにも聞くんですけど、どういう状態になっているか確認させていただきに参りました」ということで市の方から自発的に調査に行くというのは、残念ながら今の関係性の中ではそういったアクションを市から起こすというのは不適切だと存じますので、こういった裁判上の関係性がなくなった後に、これはどちらの方からアクションを起こすかということも含めて、それはその後の関係性の中でまたいろいろ状況を見ながら適切に判断をすべきものだと存じます。

ただ、基本的には市内の業者として頑張っていたということに対しては、そこに対して最大限の配慮をしていこうということにつきましては、もうそもそも一旦給食の事業者から外すという苦渋の決断をする、その段階におきましても、そこは決して積極的に喜んでそういうことをしようとしてやったわけでもございませんので、そういった意味合いにおきましては、西川委員が述べられたことと、市内業者でやるということからすると、気持ちは同じだというふうに思っておりますが、手続的には今そんな段階でございますので、正確に申し上げますと、ご心配いただいていることは重々それはもう理解しておるわけですが、現時点でこの場でそれ以上のことはお答えはできる状態ではないということでございますので、ご理解を賜りますようよろしくお願いいたします。

内野委員長 西川委員。

西川委員 ご答弁ありがとうございます。今は係争状態が継続していると、係争状態であるということで、積極的にどちらであろうと、品質管理が改善したとかそういうふうなことの調査に入るというようなことも、それはできひん状態やと、まだ係争状態にあると、こういう話。

これは要望ですけれども、係争状態がなくなったときには、やっぱりその市内の業者は、葛城市とはこういう状態やけれども、ほかの自治体にもいろいろと給食をおさめたりいろんなことを努力してやっておられるんで、葛城市の市内業者やのに不幸な状態になってるんで、僕としては、これはちゃんと改善されたら、きちっと市長なり教育長なり副市長なりが判断をしていただいて、この係争状態がなくなったら市内業者を育成し、そして一番大事な子どもたちの給食の安心・安全が確保できるというふうなことになっていくようにしていただいいて、今の状態が解消されるように僕は願うてるわけですが、できましたら今のどういう形で落ちつくかは別にして、その係争状態がなくなったときにはお互い積極的に話し合いをしていただいて、その検査もしていただいて、子どもたちの思いも父兄の思いも調査をしていただいて、普通の状態というか前のような状態になっていただくように僕は願うてるところでございますので、よろしくお願いいたします。

内野委員長 ほかに。

藤井本委員。

藤井本委員 今、西川委員も述べられました。この給食に関しては、もう本当に当初から子どもたちのためにということで申し上げてきたつもりであります。ただ、私は、市にも申し上げてきました。やってることがおかしいんじゃないかと、もう何遍も聞いてはるから、皆さん大体覚えてはると思うぐらい言いましたけども、全国で稀なことをやってるやないかということ、私の方は強く言いましたけども、この業者は私の小学校区でもありますので、近くということで、私もここの給食を食べて育ってきた人間でございます。この業者にもきつく言うつもりでございます。この業者にも注意もしたし、「もっとしっかりせい」と。当時、思い出すと、「冠を求めた」という言葉が、「冠」という言葉がよく答弁の中で出てまいりました。そういうことも話もさせてもうて、「冠を求めた」という話で議事録には載ってるわけですけども、いいところはいい、悪いところは悪いで両方にも私は言うてきたというのは自分で自負している。いつまでも言ってもなつたものはしょうがない。

次に、おいしい給食をとということを言い始めます。今、おいしい給食をとということでアンケートも取って、森井部長の方からあった。あまりおいしくないという結果をよく耳にしますが、これも改善していかなあかんことですが、そんな中で、どこの議事録にも、私も見たらどっかに載ってると思うけども、裁判してること自身、やっぱり気分的に子どもたちにとってもおいしくないやろうという発言もさせていただいて、やっぱりここも改善もしていかなあかんなど。6月議会で西川委員が質問されたときに、答えとして「係争中のところを裁判してみよってに、そこは今も話もできない」と、簡単に言うと、こういう答弁であつたらうと思います。そのときは、それはそうやなど私も思います。

それ以降、先ほどからも申し上げているように、そんなたびたびじゃないですけども、またそういうことも心配になってお話にも行って、やっぱりこういうところは子どもたちのために、せっかくISO22000というのを取りましたと、努力して取られたというお話も聞きました。これは、奈良県下で今、13か14の給食業者があるわけですけども、いわゆる県庁の中にあるわけですけど、聞くところによると奈良県では取っているのが今ここだけということです。奈良県の給食会そのものは、新しくされる給食の市町村にそういうことも紹介しながら順次業者を振り分けていってはるというのが状況であります。

その後、裁判のことについてはあまりよくない、給食はおいしくなくなる、せっかく22000取ったのであれば、やはり多くの子どもたちに食べてもらうようにというような、私なりの、これはもうあくまで個人の話になりますけども、何とか裁判のことについて考えられないかというふうなお話をさせてもうて、実を言うと、先ほど教育長からちらっとありましたけども、8月の国民健康保険の協議会が終わった後、8月22日やったと思うんですけども、社長と社長のちょっと親戚になられる方とご親戚の方も来られて、「裁判というものをおろしたい方向です」という説明があつたけど、「おろします」ということを私はおっしゃつたというふうに記憶しております。

ただ、そのときどういう手続をこれからしていかなければならないのかとか、そんな私もしらないし、その方も知らないし、ですので、「今後そのようなことを進めていきます」ということで帰られて、社長とご親戚の方と来られて、「市、教育長にその旨を聞いておく」

と、「ただ、手続的に弁護士も入っておられることやから、先ほどおっしゃったことはよくわかるんです」。そのような旨をおっしゃったわけですね。

私がお願いしたいのは、朝も法的な話がございました。法的に言うていくと、そういうことはわからん。そやけども、私は朝からも申し上げるけども、法律はそうか知らんけども、朝の話で言うてちょっとぶり返すようやけども、県どんだけ話をしてきてんという森井部長にも問いかけたように、やっぱり話し合うというのが大事、法律とか裁判とかだけに任すんじゃなくて大事であろうかと思えます。

ちょっと長くなるかわからないですけども、給食の会社というのは民間とは言え、学校給食のみを相手にした会社ですわ。学校しか相手にできない。それは市内にもいろんな企業がございまして。企業に納入すると給食は学校給食会から外されるという、こういう、いわゆる市町村とともに歩んできたと言っても過言ではないですね。学校とともに歩んできた会社というのが、市内業者だけじゃないですよ。奈良県内にある十何個の会社でありますので、もう少し、その法律がどうのというのもそれは守らなあかんかわからないけれども、こういうふうな話があったと。「法は法として、やはりそれだったらそれなりにそういうことを受けたので調べさせてもらう」、「いやいや、係争中には変わらない」、そういうお話はありましたけど、「係争中には変わらないから動けません」と言うんじゃなくて、何か心のこもった、ご飯で言うたらあったかいご飯というような、「こういう話があったので、うちとしてはこういうことを調べさせてもらった」とか、何かそういうのが私は今後の打開策というてええんか、そういうことに必要であろうかというふうに思えます。

それが、ほんまにおいしい給食というのにつながるやろうかと、今はそんなことやっていて、私は本当に何ぼ一生懸命やったところで、味をこれ入れようと、こういうスパイス入れようと、どんな人に来てもうたつてあかんと思う。ここをやっぱり大人が変えてあげないとだめやと思えます。

さっき西川委員からありましたように、このまま裁判行くと、それは勝ちか負けか、それから和解なのかということやけども、これはおろしていただくというのが一番ええ方法で、また1つの二人三脚と言うんですか、やっぱり給食の会社というのは学校相手しかでけへんのやから、こういうことで歩んでいただくという、そういう方向性だけでもお示しいただけたら、私は本当にそれでええと思うんですけども、手続は今、弁護士と相談されているであろうかと思えます。それは1カ月かかるのか2カ月かかるのか、私もそんな経験がないのでそれは言えないですけども、これは葛城市だけの問題じゃないと思えます。県としての問題でもありますんで、もう奈良県で10個余りの会社しかないねんから、この会社を育成するというのが葛城市はもちろんのこと県もやらなあかんことやから、県も交えた話もこれからもしていかんなんことやと思えますけど、ここらもう一度、教育長、おいしい給食のためにここら必要やと私は言うてるわけで、そういうことも含めてご答弁いただきたいと思えます。

内野委員長 杉澤教育長。

杉澤教育長 十分考えがまとまらないんですけど、午前中の案件につきましては、しっかり県教委と話せよというようなご指摘を受けたんではないかなと思うんですよ。当然、私ももう県の教

育委員会と話もしていきたいし、ほかの教育長と他郡市の様子も議論を進めていきたい。これはいいんですけど、さっきの答弁でも申しましたけど、当校の当事者とは話できないんですね。私は言いつ放しなんです。そのことはできない。というのは、先ほど副市長が説明していただいた枠組みがあるからではないかなと思うんです。

だから、今の藤井本委員から言っていたような心根は持ちながら今後臨んでいきたい。ただし、今の時点ではこちらの方からアクションを起こすことはできないかなと、それは思いますんで、それを答弁にかえさせていただきたいというふうに思います。

それから1つ、私、先ほど具体的に納入業者の名前を言ったんですけれども、やっぱりこの場ではよくないのかなと思いますので、議事録の方から納入業者ということに変えていただきたいと思うんですが、委員長、いかがでございましょうか。

内野委員長 はい。了解しました。

藤井本委員。

藤井本委員 こんなん、もうここまで来てる話ですから、今私が言って、心を込めてこれから進めていくという教育長の言葉を信じて、進んでくださいということをお願いして終わります。

内野委員長 ほかにご意見ございませんか。

谷原委員。

谷原委員 私も、6月にこの問題で発言させていただきました。ほかの町でこの給食入札に当たって、本市で事業を外れた業者がそこへ入札されたということで、どこの党か知らないけれど、そういう名前 dengan こういうチラシも出ているということで、妨害するんかというふうな話もあって、私もどうということかということを調べましたけれども、やはり給食というのは、子どもの安心・安全にかかわることですから、葛城市の業者が何でこっちに來たんかなということで、もうほとんどの議員がいろいろなことを通じてどんな業者やということで動かされた中でいろんなことがあったようです。

実際に質問もある議員が取り上げられたということもありますので、やはり私としては、考え方の第一は、6月も言いましたけれども、まず何よりも子どもの安心・安全、楽しい給食ということでもありますけども、今回はこの業者については、主食、パンと米飯ということを委託するという問題でもありますけれども、私としては地元業者を育てていく、これは建設業界等も含めて、いろいろ災害が起きたときのこともありますから、地元業者を育てていくというのは当然だろうと思ってます。

しかし、そのことと、いわゆる入札契約についてはまた別物だと思っています。つまり、これについては競争性、公平性が担保される、あるいはその過程の中で透明性ももちろん担保されるという形で、やはり業者が競合しながら、よりよいものをより安く、そういう業者を入札で選んでいくということでもあります。それとは別に、地元業者等ちゃんと育てていくということは、これは別の事業としてあろうかと思うんですけれども、だからこの中で特定の業者についてそれを優遇するようなことが入札に関してはあっては私はないと考えております。ですから、あくまで市民の立場からすれば、より安く、よりいいものを提供する業者を当然入札で選んでいただきたいということになるわけですから、そういう観

点をぜひ持っていただきたいと私は思っております。その上で、別の話として業者は業者として育てていくというのは、これは地元としては当然のことだと思いますので、そのことについて意見として申し上げたいと思います。

つけ加えるならば、米飯なんかは直営方式いう方法だってあるわけですから、いろいろ選択肢がある中で業務委託をどうするかということでもありますので、私はそういう問題も含めて、この問題については特定の業者に対して優遇措置、あまりそういうことが起きないようにしていただきたいなというふうに思っております。私は、業者が非常によく努力されて、先ほどからあるような努力もされてやっておられるようですから、それはそれとして周りが評価し、また入札のときに評価するというふうな話だろうと思いますので、そういうことでぜひ入札ということにも重きを置いて、この問題も考えていただきたいと思っております。

内野委員長 吉村委員。

吉村始委員 私は、今現時点で教育委員会が、おいしい楽しい給食のために努力されていると思うんですが、先ほどの教育部長がご報告された中で1カ所確認をしたいと思っております。

先ほど文書名が違ったんですが、月1回の報告を週1回に変えてるというふうなことをおっしゃいましたけれども、要は手間暇と効果とその両方の兼ね合いの問題が出てくるかなというふうに思うんですが、月1回されていたその報告、週1回とはもうちょっと簡易なものを報告させるような形のイメージなんでしょうか。それからあと、この報告について週1回というスピード感を求められていると思うんですが、誰がどのように判断をして生かしていくかという、そういう流れはどのようにされているんでしょうか。

内野委員長 杉澤教育長。

杉澤教育長 教育長の杉澤でございます。

今の給食の検食の件ですけれども、私がもう現職のときから、それよりもずっと以前から、給食が始まる子どもたちが食べる半時間前までに検食をしなさいということが決まっております。その結果を書いていくんですけれども、これは毎日どの学校も書いておるんですが、よほどのことがない限りセンターへ行かないんですね。それが今までは1カ月下がったらセンターへ報告ということになりました。

だから、それではやっぱり給食というのは一生懸命つくってもらっても実際どうなんだということがわからない。もっと早くできないのかということで、これも法改正があつて、さまざまな安全を守るための行動、もっと身近なもんでいきますと、配膳する子どもたちのマスクとか服装とか、そんな件までも調べる表をつくりなさいということになりまして、そこへ味とかさまざまな子どもの意見を加えると、それはいつもセンターに戻りますので、最低でも1週間に1回は戻るだろうというようなことで、その実際の現場の意見を、確かに毎日チェックはしているけれども、その報告が今までは時間が長かったので短くしようというようなことで取り組んだのが1点です。

それもいいけれども、今アドバイスをいただいているのは、つくっていただいた調理員の方もセンターで給食を食べられるんですよね。例えばこういうふうな感じで食べた後に、「きょうの給食はどうやろうというようなことで、つくった方の意見も聞いたら一番確かな

ことになるん違うんか」というアドバイスもいただいておりますので、それも実現していこうというふうな方向で考えております。

以上でございます。

内野委員長 いいですか。

奥本副委員長。

奥本副委員長 これも確認なんですけども、さっき部長のご答弁の中で、味についての検討の中で、プロのアドバイスをいただく方向で検討したいということがありましたけど、これは厚生労働省の基準、文部科学省かちょっとよくわかりませんが、学校給食の基準の栄養素のところで大きな改正が実は夏前にあったんですよね。一番の問題点と私が思っているのが、塩分摂取率が非常に厳しくなって濃い味つけがますますしにくくなると。今、一般の外食に比べて給食は薄い味つけで、その辺が残食率に影響してるんじゃないかというのはもうかなり前から指摘があったんですけども、さらにその上でそういう規制がかかってきたときに、果たして残食を減らすにはどうしたらいいかというところでプロのアドバイスを借りたいという、そういう意味でよろしいんですか。

内野委員長 森井部長。

森井教育部長 ただいまの奥本委員のおっしゃるとおりです。

今までも、味つけにつきましては管理栄養士がすごく気にしながらも、毎日返ってくる食物残渣の方もチェックしながらやってこられてましたし、メニューにつきましても私どものメニューをほかの方に見せても、すごい細かく書いてあるという評価をいただいている状態です。にもかかわらず、味についていろいろとご批判があるということもわかっております。

そこで、原因はと言うと、先ほど言われた塩分摂取量が約2年前から一般家庭の塩分摂取料がふえてる分を学校給食で下げるべきということが出てきておるようでございます。そのことに対して、当然そうすると給食の味は塩分少なくなるという問題が出てきますので、味つけにすごく苦勞しておる。けど、それに対してうちとこの管理栄養士たちもすごい苦勞してくれている。そういったことを先日の会議の中でもご議論いただいてたところであります。

この間の試食会で食べたときの一般の大人の方々が食べたときは、そんなに悪い評価は出ておりません。ただし、味は確かに薄めに、けど、ちゃんとそれ以外に塩分だけじゃなくていろんな工夫を凝らした味つけにされてるという、それに対してどうしていくかは、やはりそういう意見をいただけるような方にも声かけていくのも1つの方法かなということで、今回話を進めさせていただきたいと考えております。

以上でございます。

内野委員長 いいですか。ほかに。

藤井本委員。

藤井本委員 先ほどの話にちょっとだけ戻るんですけど、谷原委員がおっしゃったのでお話させてもらおうかなという気になったんですけど、この給食の運営そのものを、今、塩分下げて甘くこれから運営していくという、そんなことは全然思っていないんですけど、入札をしたらどうやという話をされました。

まず聞きたいのは、今やってるものが入札をしてやったものかどうかというのを確認しておきたいのと、今後、学校給食会を中心にこれからも葛城市は長い将来、給食センターで自営でする分は別ですよ。委託する分は学校給食会にお願いしてというふうなことが中心になるかと思うんですけど、そんなん一般入札しているところがあるんですか。それをちょっと確認だけ。先ほどそういうことでお願いしますというお話でございましたので、今現状がどうなのかというのと、そんなん全体としてあり得るのかということをお尋ねしておきたいと思えます。

内野委員長 油谷所長。

油谷学校給食センター所長 給食センターの油谷です。

ただいまのご質問の件なんですけども、主食についてということで、パンと米飯については、通常、県の学校給食会の方で手を上げられた業者の中から選定するというふうな方法がベースとなっております。ただ葛城市の場合は諸事情がありまして、パンの方につきましては学校給食会を通じて契約をしておりますが、米飯については今現状の安全基準を満たしている業者と契約をさせていただいてるところでございます。

以上です。

西川委員 競争はない言うてんねんな。

油谷学校給食センター所長 入札というふうな形ではとらせていただいてないです。

よろしく申し上げます。

内野委員長 藤井本委員。

藤井本委員 給食そのものを考えていく中で、「今度は入札で頼みます」と、こういう話がございませう。普通に考えたら私はそうやと思うんですけども、今、学校給食業界そのものがそうでないということをお認めしとく必要があろうかと思えます。

学校給食が変わっているのは、ちょっとつけ加えて私が申し上げますけど、本当は契約議決とかいうのがよくあるでしょう。学校給食は契約議決に入らないんですよ。どんな大きいんやってもね。という特異性があるということもご認識いただいた上で、私が言いたかったのは、一般入札なんかで進むというのはあり得ない話ですよということだけをお認めいただきたかったので申し上げます。

以上でございます。

内野委員長 ほかにご意見ございますか。

川村委員。

川村委員 いろいろご報告いただいたんですけども、私、おいしい給食、そして健康のための食事の減塩、このあたりの狭間が非常に大変やなど、日々私も調理をしておりますのでわかってるんですけど、この何年か前に米飯給食の研修で我々新潟の方に出向かせていただいたときに、単純に、もちろん薄味のを食べるときに、給食、食事もそうなんですけど、メリハリのある食べ方というか、味が濃いのと薄いのと、濃い、薄いと言うと、非常にまた塩分が多いというふうな捉え方なんです。ふりかけとかそういった独特な手法で米飯を推進していただいていたということをお認めさせていただいたんですけども、我々も調理をする観点で、塩分

を控える、特に学校給食で塩分を控え、家庭ではたくさん塩分をとっていいのかといったら、もちろん家庭の中でもそれはやっていただかないといけないんですけれども、おいしい給食じゃなくて逆にまずいという要素というのは、まず素材にもよります。調理方法にもよります。いろんな要素があって、まずいと。要するに主食のご飯がまずくて残してんのか、パン残してんのか。まずいものを、例えばパンがまずかって、例えばおかずも薄かったら食欲は進んでいかへんとかいうのを、皆さん食事なさるときに、もうパンやったらパンばかり食べれるのよというような食べ方ができたときに、じゃあ周りは薄くてもいいとか、物すごく食事の味わい方というのはもう千差万別で難しいと思うんです。

ただ、今、一番これから要するに給食の残渣をなくしていく、しっかり100%出された給食を食べていくということが子どもたちの健康面で一番最も大事なことなので、我々はこれから協議をしていく中で、やっぱり給食がおいしくて全部完食していただくということによって子どもたちが成長していくということが一番の軸なんです。例えば、前に言われました、朝焼いたパンを出す、それとも前日のパンを出す、これももともとの素材の違いというのはそれははっきりしてて、今回は何を残しているのか。プロの料理人を入れたからと言って、もちろん今回はそれを検証されていくんですけれども、全体に、私思うんですけど、学校給食のメニューというのは、もう都度それに対して検食していくとおっしゃった、非常にいいことだと思います。大体のメニューは決まってるんですよね。例えば、フライ物だったら、米油が使われて調理されてるのは知っているんです。とても米油も高いのに、揚げ物は米油を使って酸化するのを防げるようなものを学校給食で使っているというのは、私も給食センターのちょうど調理の現場を視察させていただいたときに、それも大変努力されているなというふうに評価させていただいているんですけど、やはり冷めているか温いのか、いろんな要素があると思うんです。

我々も、ただまずい、おいしい給食と言われてもなかなかわかりにくいので、やっぱり今回の調査案件いろいろある中で、これからみんなして議会も、そして行政側も、また今回給食委員会なりいろんな保護者の皆さんたちの意見も聞いて、全部完食していただける給食を目指すために、もう素材も全てしっかり研究していくと、今、業者がいろいろとISOを取られてこれからしっかりやっていくという、前の業者も朝焼きのパンやというようなことも言っていたいてました。朝焼きのパンと前の日焼いたパンは違う。これもやっぱりそうやと思います。できるだけ、その業者がどうこうよりも、子どもたちがおいしいと食べてもらえることを追及していただきたいというのがあれなんですけど、もう本当に難しい問題で、これ答弁なんか逆にできないと思いますけど、私も今回最後にそれだけちょっとつけ加えさせていただいて、ただメリハリをつけるという分では、新潟県で私たちも視察させていただいたときに、新潟は上手に塩分をうまく控えたふりかけなんかを大いに利用されてたということを、私たちもその報告を受けて、「ああ、なるほどな」と思わせていただいたので、とにかくおいしい給食、子どもたちが残さない給食を目指していただくことにしっかりと努力をし続けていただきたいと、もうお願いだけですけれども、そのためにじゃあどうするかということを考えていただきたいと、もう答弁結構ですのでお願いいたします。

内野委員長 では、ほかにもうございませんね。

(「はい」の声あり)

内野委員長 ないようであれば、本件につきましても、本日はこの程度にとどめたいと思います。

先ほどの件なんですけども、教育長から業者名を納入業者に議事録を変えていただきたいということで、そのようにさせていただいてもよろしいですね、委員の皆様。

(「はい」の声あり)

内野委員長 じゃ、させていただきます。

次に、磐城小学校附属幼稚園周辺一帯整備についてを議題といたします。

本件につきまして、理事者より報告願います。

森井教育部長。

森井教育部長 教育委員会の森井でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

調査案件3、磐城小学校附属幼稚園周辺一体整備についてご説明させていただきます。

まず、お手元の配付資料A3のものを2枚配付しております。ご確認ください。

1枚目の上にありますのが、磐城小学校附属幼稚園改築工事行程計画表でございます。これをご覧ください。工程計画表には、磐城小学校附属幼稚園の令和元年7月から令和2年3月末までの1期工事と、令和2年4月から令和3年3月末までの2期工事の工事分類ごとの工程を、矢印と番号で示しております。また、各月または期間での工事内容を吹き出しによりお示ししております。現在は①の7月、8月の内容を終え、②の矢印に移り、9月からは建物の基礎の重要な杭を地中に打ち込む作業を行っています。今後は、翌年3月末の1期工事完了に向け、全てにおいて安全を第一として計画を進めてまいります。

次に、1枚めくっていただきまして、仮設計画図及び外構撤去図をご覧ください。この図面は、令和2年3月までの第1期工事期間中の仮設の状況、それと子どもの動線の状況を示したものです。図面の上が北の方角になります。波斜線の部分は1期工事の工事範囲を示しており、その外周を高さ3メートルの白色鋼板パネルで囲いをしております。工事範囲の中の濃い波斜線が1期工事で建設する建物の範囲を示しております。そして、図面上北に幼稚園に面した道路を示しており、赤色の矢印は工事車両の搬入経路を示しております。同じ道路上と図面左の青色の両矢印は、園児が登園するときの動線を示しております。また、細い青色矢印は給食の搬入動線を示しております。

次に、北側道路と幼稚園敷地の間なんですけど、そこに水路があります。最終の外構工事のときにはグレーチングで蓋をしますが、この工事中は水路脇に欄干により手すりを設置してシートをつけることで、園児への安全対策を行います。その範囲につきまして、赤色の実線で示しております。また、図面上の右には工事車両搬入口があり、工事を行わないときにはキャスターゲートにより封鎖しております。現状の北園舎の北東が囲いで覆われ、明るさに支障があると思われるため、囲いのパネルにつきましては透明のパネルを採用しております。仮囲いの北西は職員室の前であることや、現状のリズム室の出入口付近であることから、園児が集まることが多い場所であり、明るさと広さを確保するため、計画より1メートル移動いたしました。南園舎の東側に設置する仮囲いにつきましては、その間に80センチのスペー

スをつくり、幼稚園行事等の通路として使用しますので、明るさ確保のため高さを2メートルにしております。現状の南園舎の南側仮囲いにつきましては、遊具との間隔を取り、安全性の確保と明るさの確保を行っております。また、その西側の仮囲いにおいては、工事中のみ移設して、ブランコや滑り台などの遊具との間隔を計画より2メートル広く取り、少しでも広い遊び場を確保できるようにいたしました。

以上のような状況の中で、安全を第一に心がけ工事を進めてまいります。

次に、磐城小学校附属幼稚園改築工事に伴うスポーツ少年団の小学校運動場使用についてでございます。

工事着工前にスポーツ少年団の野球部とサッカー部監督を訪問し、工事開始の説明と安全にご使用いただきたい旨お願いしております。また、8月中旬には現場での説明を行い、同月下旬にはスポーツ少年団野球部とサッカー部監督にお越しいただき、私ども教育工事を担当しております教育総務課とスポーツ少年団を担当しております体育振興課もあわせて合同で会議をしているところでございます。

以上でございます。

内野委員長 ただいま報告願いましたが、このことについて何か質問等ございませんか。

川村委員。

川村委員 今、ご報告いただきまして、再確認ということで、ずっと前回までいろいろと調査案件の中で聞かせていただいております、磐城小学校のこの2枚目の地図のところの下の方のバックネットがあるこの部分が、運動場が狭くなるということによりまして、スポーツ少年団の練習の具合がどうなるかということについて、またその狭くなった中でサッカーと野球部がどのようにしてこれから練習していくのかということについて、監督また保護者の皆さんたちともどもいろいろな協議をしていっていただきたいということで、いろいろ納得の行っていたけなかつた経緯がありましたので、私も心配になりまして、今、報告の中で合同で会議をしていただいたということでございます。現時点で、この工事がこれから着工になる、これから今後何年かかかる中で、そういった話が、具体的にどういう話が出て解決していかれるのかということ、説明をお願いしたいと思います。

内野委員長 杉澤教育長。

杉澤教育長 先ほど部長が申しましたように、前ご指摘いただいた内容につきましては、教育委員会として可能な限りやらせていただいております。そこで、私、前のご質問の出た時点から思っているんですけど、この工事をするとき、この工事の是非についてこの議会で議論いただくのはもう当然のことであって、貴重な時間を費やしていただいているなというような感じがして感謝申し上げる次第でございますが、この運動場の使用等につきましては、磐城だけではなくて、私も実際に傍聴させていただいたら、北小の運動場や体育館の問題、新庄小学校やたら新庄小学校の体育館と運動場の問題、これがありまして、もう全ての学校にあります。

こんなときに、ここを使ってもらっていいかどうかというような判断は学校長に委ねてもらってるわけですね。だから、そこで私が現場の校長として判断したときは、「学校行事、

学校の教育に支障のないときにどうぞお使いくださいね」という感じなんです。そこで、私、これスポ少の方に当然怒られたんですけど、勝手にマウンドをつくられたりしたら教育に支障があるんですよ。それから、倉庫等の設置についても、やっぱり学校の運営に支障があるということに関しては話し合いもして、撤去していただいたり場所を変えていただいたりしたんです。

ということで、何を言いたいかと言うと、学校に支障がないかどうか判断するのは学校だと思うんですよ。そこで、「今度改築するから運動場は狭なるよ」と、狭なるという事実はあって、そこでも「使わせてくださいね」と来られて許可するのは学校だと思うんですよ。「これ狭なるから、その狭なる分を学校の方で何とかしろ」と言われても、これ違う問題じゃないかなというふうな感じがしてならないんです。

これ、私の考えが間違っていたらまたお教えいただきたいんですけど、だから今、こうして工事をするとき、現場の方でバックネットも移動したらスポ少の方も大変やな、ほんならここの防球ネットも高くしようかという配慮、できるだけ配慮をして整えたわけですね。それで使いたいということで来られて学校が許可するというので、あとここで野球とサッカーどんな具合にするのまでは学校はかかわれないし、かかわらなくてもええん違うんかなというふうな感じがするんですが、私の考えはおかしいでしょうか。

内野委員長 川村委員。

川村委員 当然、学校を借りるという手続については、その考え方で間違いないと思います。今現状ある中で、今回はこんな状態になってるけど、借りますか、借りませんかという、その選択はスポ少にあるということですよ、教育長がおっしゃってるのは。もちろんそうなんですけど、長い間ここでされてる、毎年毎年更新されて、ここがどんなスポ少が使われるかというような問題ではなくて、長い年月にここで練習されてた方が、そこで2つのスポ少が練習をされるという事実は、ここの運動場が狭くなる前の状態でずっと来られてるわけなんです。

だから、何も、今言われるような、言われる筋合いがないとかそういう問題じゃないんです。これは、やはり配慮としてどうなのかということとをずっとお聞きさせていただいたかっただということをお間違えのないようにしていただきたいんですけど、当然バックネットを利用してやってた人が、急に、もちろん幼稚園の建てかえということでこの小学校の運動場が狭くなるという事実を受けて困惑されてる。ここのところにご納得いただくようにうまく練習を、例えばここ2つで同時でできるのかできないのか、それが安全にできるのかできないのか。もちろん監督のこれは指導のもとに、「危なかったらできへんな」という話にはなってくるんですけども、前回もちよっと協議会でも話させてもらったように、その配慮の問題だけ、私が聞いてるのはそこなんです。ね。

だから、「もう要らんかったら借りやんといたらええやんか」というようなことになってしまうと、やっぱりその子たちの今まで来られてきた環境がよくない環境になっていることは事実やと思うんです。前とは違う状況になってるということは、やっぱりその子たちにとったら当然、この野球とサッカーの人たちはそれを受けてるから、それをうまく練習

するのに、どないかして、例えばボールが出ていくところにネットを張って、こういう話し合いがあってやっていただいていますよね、実際にネットも。こういうことなんですよ。それで、この練習やったらどこにボールが飛ぶからここには必要やなとかいうことを監督も皆ともども話し合っ、ここには近隣に迷惑をかけないようにしなあかんなどいうてやっていただいている経緯は私わかってるんですよ。

だから、そこに何が不満があったのかどうかわからないんですけど、なかなか納得できないような要素が今まで来てたので、そここのところは「きちっと納得いただくようにご配慮くださいね」と言うてることだけなんですよ。だから、ここを借りる借りないということをルール上そう言われても、その人たちは、「いやいや、今までずっとここで練習してきましたやん」ということ、そここのことを市民の皆さんが訴えてはることをお伝えしたということなんですよ。だから、それについてずっと話し合いがうまく行ってますかとお聞きしただけで、うまく行ってるのか行ってないのかということは今、答弁求めたわけでございます。

以上です。

内野委員長 松山副市長。

松山副市長 副市長の松山でございます。

これも、教育財産ということであれば教育委員会の所管になるわけでございますが、制度的な整理ということも含めて私の方からさせていただきます。

先ほど、教育部長の説明の中で、ちょっと横からもっと詳しく経緯のご説明もしたらどうだということも申し上げていたんですけども、前回、川村委員の方からご質問いただいたことに対するお答えといたしましては、これは教育委員会の方で十分に協議の場も持ちまして、サッカー、それから野球両監督、あるいは両方一堂に会してお話をするということも含めていろんな調整も図ってきておりますし、時間もかけて丁寧な説明をしておるようでございます。

法律問題にかかわらず、そもそもそれぞれ皆様市民でございますから、要はみんなができるだけ幸せに納得をして使える状態をつくるということが一番いいわけでございますが、ただそれがうまくいかなかったときに、じゃあ話を整理していくときどういった位置づけになるかということについて教育長の方から説明をさせていただいたと。ただ、教育長ははっきりと申されなかったもので、そういった意味ではちょっと私も疑問に思ってるんですね。とめられたんですが、これにつきましては、やはり学校という財産について、これの目的外の使用許可という手続でございます。野球にせよ、サッカーにせよ、時間外に使われている。学校財産につきまして、これは逆に言いますと、目的どおりの使用というのは、小学校であれば小学校、幼稚園であれば幼稚園がその授業を中心として学校活動で使うということでございますので、その目的に反しない、支障がない範囲で目的外の使用を認めてもいい場合ということを判断して許可をする、これを学校長がやっているんですよということを先ほど教育長が申し上げたということでございます。

今回のこの工事につきましては、これは本日お示ししましたように、令和2年の年度末ごろまで、全体計画にかかわるといふ予定ではございますが、この期間、この工事の目的自体

は、附属幼稚園ひいては小学校全体として、磐城小学校全体をよくして行こうという学校財産の最終的には高揚を上げるために、その目的のためにやる工事でございます。その工事の途中で、一時的にその工程上支障があるということでグラウンドが狭くなる。そのグラウンドをご使用になっていたそれぞれのスポーツ少年団のご使用にも練習計画等にも多少若干影響が出てくるということでございますので、これはその今までの関係性のまま何も変わらずにずっと行けば出てこなかった問題かもしれませんが、そういった問題だということから整理いたしますと、やはりまずは学校の教育環境をよくするという目的を達成するために一時的にご不便になっても、そこはご理解をいただきたいところもあるんだろうなと思います。

ただ、そこを法律論はどうか権利はどうかということでガミガミいがみ合うのではなくて、できる限りのご相談には乗るということは、今までご使用なさっていたということも踏まえて教育委員会の方もやっておるようでございますし、あるいは学校で、確かにサッカーと野球を一緒にやるというのはなかなか難しい面もございますし、これは実は私も個人的にもサッカーをやっておる面もございますし、よく野球とはグラウンドの取り合い、それは地元の小学校でもよくあることでございますが、そういったことも含めて大人も当然使用して介在しているわけでございますから、そこは権利の主張ばかりするのではなくて、お互いできることをそれぞれやっつけよう。その中では、逆に教育委員会もおせっかいかもしれませんけども、例えばまたほかの健民グラウンドについても、使用で空いてるときがあれば、「ここ空いてますよ」というふうな仲立ちをしようとか、そんなことも含めていろんな調整を図っているようでございますので、その上で、もしそれでもなおかつ今まで使用していたじゃないかというところを楯にとって必要以上に既得権を主張なさるようなことがもしあれば、それはそもそもそんな権利をお持ちだったわけではございませんよということをごちからも申し上げなければいけない段階が来るかもしれませんが、まずは最初からそんなけんか腰ということではなくて、お互い、学校の生徒も市民ですし、スポーツ少年団で活動なさっているのも市民だし、ボランティアで指導に当たってくださっている大人の方も市民なんですから、皆さんができるだけ、数年後にはこの磐城小学校全体がよくなるということを目指してやっているその途中の段階での不自由については、それぞれ役割を果たしながらできることをやっつけよう。申しわけありませんが、我慢するのは我慢することの中でやっつけなければなと思っております。法律論も含めて、多少議論が錯綜しているような感じがございましたので、ちょっと発言させていただきました。

以上でございます。

内野委員長 最後、どうぞ。

川村委員 決して、けんか腰に交渉に来られてという、私自身ももっとしっかり話し合いしということはずっと言ってきてました。その中で、納得がいかなかったらまださらにいろいろとそこについて詰めて話やって、例えば体協の方にも相談をしたりして、順番を踏んで来られたかなというふうに思います。ここ、きょうの答弁をいただくことが最終的にいろいろと納得いただいている経緯があるということももちろん聞いております。ですから、ここの部分に時間がかかったかもしれませんが、この相手も子どもたちもみんな最終的には今の現状で何と

か気をつけながら安全にやっついこうかというふうな方向には行っているということをもちらん監督からも聞いてますので、決して法的にどうかか今言われているようなそんな過激な部分じゃないんですが、やっぱりみんながそれぞれにきょうに至るまでいろんな思いがあったので、そこに丁寧に今回やっていただいたと思ってます。何度も何度も足運んでいただいたということも聞いてますので、私はもうきょうは最終的な報告かなと思っておりますので、そんなこの議会でかーっとまたかみついて、そんなようなことは決して思っていませんので、ここまでやっぱり時間かけて納得していただくということは大事かなと思います。その誠意が十分伝わったのかなということもありますので、今回ここまで汗かいていただいたということについては評価をさせていただきたいと思います。

以上です。

内野委員長 西川委員。

西川委員 もう今さらこんなん言うてもあれやねんけど、もう一回言うておきますわ。この出発点そのものは、副市長おっしゃったと思うんですが、この幼稚園を見直したわけや、市長の強い思いで。そのときには、学童保育も含め、全体の計画図を示すということを答弁してはるはずや。文書ですのんか何するの知らんけど、1回も全体の計画なんて示してないですよ。違いますか。今も、運動場の方へ、言いたいのは、2階建てのときは、何か屋根落ちるや床落ちるや、何を言うてんのか知らんけど、そんなことを言うて平屋に、そんでよろしいやん。ほんで、遊び場がないとか暗いとか、ほいでもう一つ言うてんのは、これ最終的に解体するんでっしゃろ。これは鉄骨やさかい、もったいないさかい残す言うてたん違いますのか。そういう初めの与条件を変えてしまうんやったら、ほんなもん、はっきり言うてどんなことでもできるわけや。これ与条件変えてんの違いますか。初めのうちはこんなグラウンドの方へ増していくなんていうふうなことありましたか。そんな与条件を変えてしもうてるわけやから。そして、はっきりと、これ見直したさかいに2年は早うできてるはずですよ、これ既に。金額も1億そこそこ上がってると思いますよ。もっと上がってんのかな、これ。答えられますか。それと、区画形質の変更をやっているんやさかい、開発きちっと取れて出てるいうことやね。それと、何回も言うてんねん。こういうふうな設計変更のここを解体してしまわんと、これを使うんやから、今現在。これの手續、どんな手續踏んでんのか説明してくださいな。

今さらのことやから、子どもたちのためにきちっとやってあげたらええけれども、自分の思いで設計の与条件全部変えてんから、今みたいな川村さんのこういうことを予見してきちっと手打っとなあかん。いかにも言うた方が、やった方が悪いみたいな。こんなこと初めの条件なかったでっせ、運動場の上へ広げていくなんて。これ、何年おくれてんのか知らんけれども、ほいで、この作法室いうの、これ木造ですな。これを使うんですか、違うんかいな。上のこの何か、これは遊戯場、保育室、作法室と書いてある。書いてあるけど、これ既存の建物でっしゃろう。こんなん、はっきりと耐震診断やったら、こんなん解体せなあかん建物と違いますのか。これを使うんでっしゃろ、しばらくは。はっきり言うて、解体せんと危ないいうて出てるの違いまんのか。金額的に上がってんのかということと、何でこれ、

今さらしゃあないけど、何でこんな、今後市長が変わろうが何であろうが、与条件をぼーんと変えてしまう、設計に与える条件を変えてしまうなんてこと、ほんならそれによって生じてくる問題点、それは変えたもんがきちっと解決していかなあきませんわ。これ、どんだけ解決できてまんのか。残す言うてたこともそうやし、法的にきちっとどんだけの申請をして今現在どうなってんのかだけ、今また答弁によって私言いますわ。

内野委員長 松山副市長。

松山副市長 副市長の松山でございます。

まず最初に、ご指名のようなご質問であったかなということで答弁させていただきますが、その都度その都度順番に、その段階で詳細に説明できることについてはご説明をしまいたつもりでございますが、西川委員からは以前にも同じようなご意見をいただきました。じっと考えますに、これは失礼なんでございますが、西川委員は、そもそも最初の段階でいろんな議論をさせていただいたとき総建委員でいらっしゃったと思うんですが、途中で常任委員会の所属が変わられておると。理事者側はほぼ同じメンバーで説明をしております中では、継続をして説明をしております中で、それぞれ繰り返しになりますが、全体像なりその計画の変更につきましても、南側の園舎を当初は残そうと思っていたんだけど、やはり全体設計の中では、工程の兼ね合いでありますとかいろんな諸問題の中で変えていかなければならないということも含めて説明をしまいたつというふうに記憶しておりますので、ただ現時点で、再度改めて全体の計画がどうなっているかにつきましては、確かにこのような拡大図ではなかなかわからないというご指摘に対してはそのとおりであろうかと存じますので、そこは学童保育施設という市長部局のものも含めまして、磐城小学校のエリア全体について、どういったことでどこまで参ったかといったことについては、ご説明の方法なりその時期なりを改めて考えたいと存じます。

今、お尋ねになりましたそのリズム室、これは木造のそもそもここが一番木造で構造的にも問題があったといった部分でございまして、これは当然解体いたします。今、使いながら順番にその新築を行いながら順番に撤去していくという工程の中の現時点の状況の中で、まだ残っている絵をきょうはお示しをしていると。ちなみに、この木造のリズム室なり保育室と続く形で学童保育施設も同じ搭屋としてございましたが、そもそも順番からすると、それを旧當麻給食センターの跡地に学童保育施設を建てて、その機能をまずは移転をした上で順番に打って返しと言いますか、新築と改築を並行して進めていくという計画の途中段階でございまして、こういった意味になっているということでございます。

詳細につきまして、そこは教育総務課長の方から説明をいたします。

内野委員長 吉井課長。

吉井教育総務課長 教育総務課の吉井でございます。よろしくお願いたします。

ただいまの質問でございまして、計画を変更することによりまして、建物の敷地が現在の敷地よりも広がったということにおきまして、開発許可申請を取らなくてはいけなくなりました。それで、こちらの方はもう一度現況の地籍等も確認いたしまして、開発許可の申請を行いまして、最終的には開発許可の申請を取りまして、建築確認の取得まで至りましたので、

ただいまの工事の方に移っているという状況でございます。

以上でございます。

内野委員長 西川委員。

西川委員 見直しによって、これ何年遅れてんの。それと金額、もともとよりどんだけ上がってんの、これ。ほいで、この開発そのものは、小学校の方ふやしてるんやから、本来は全体の敷地の測量なり全部必要や思うんやけども、それは要らんとやってんの。これは今ここへ持って来いとは言わんけれども、わしそれ見まっせ。県のどこのどんな形でこれおろしてきてんのか、これわからんけど、これ仮使用、この状態、違法な状態になってると前から言うてましたやんか。そのところは解決できてますのか。これは、はっきり言うて、ここへ建てるさかいにここの部分は今違法な状態にあるけれども、建てかえたときにこういうふうな形にするさかいに、ちょっと確認のこれおろしてくださいと言うてんのやろうと、それでおりたんのかどうか知りませんで。実際のところは、この3つの保育室ですか、この部分の無許可で改築したり出したりしてるから、これ違法な状態ですよ、使用の許可おりてませんよ。使用許可おりてなかったでっしゃろう、これ。それ、どういうふうな形でやってんのと聞いてんねん。ほいで、本来はここを使うわけやろう、この遊戯室や保育室で。こんなとこ、何の手当もせんと、これを子どもら、ここへできて、ここ解体やって、その間何か月間かこの工程表に出たある、その間ここへ子どもら入れるんやろう。こんなん、先に解体せえいうて言われたん違いまんのか。ここへ入れてたら危ないと思いませんか、これ。市長は安心・安全やと、2階になったら床落ちる、屋根落ちる言うてんのに、こんなとこへ子ども入れまんのか。どういう考えでんの。そこ、どういうことや。ちょっと答えて、今までの。

内野委員長 吉井課長。

吉井教育総務課長 教育総務課の吉井でございます。

ただいまの西川委員の幾つかの質問にお答えさせていただきたいと思えます。

まず、金額におきましての事業費でございますが、前回の事業費に比べまして、こちらの方の回答ですけども、前回のこちらの委員会でお答えさせていただいたとおりでございますが、約4,400万円上昇しております。

それと、南園舎を残すこと等につきまして、使用してよいかとどうかということですが、こちらの方につきましては、昨年9月のときにも、私だったかどうかはあれですが、お答えさせていただいていると思えます。こちらの方につきましては、委員おっしゃるとおり、検査済証が取れてないということのご指摘につながるものであると思えます。こちらの方につきましては、確認いたしましたら、検査済証が取れてないという事実につきましては不適切な手続であったことは認めざるを得ないというところで申し上げさせてもらいました。そして、平成14年の建築の建物で15年以上を超えて使用しているものであることから、構造上は建築確認に沿った基準による建物であることから老朽化も見られること、近々に園舎改築を計画していることから検査済証にかわる報告を取ること、実際は取る必要があるんですが、残すとなれば、次に建築する段階でいかに正規の手続をとっていくかが重要であるということから、こちらの方は法律家の方にご相談させていただきましてその答えを得ましたので、

そういう形で答弁させていただきました。

以上でございます。

内野委員長 西川委員。

西川委員 結局は、この3つのことについてはそういうことやねや。言うたら、検査済証を取らんいうことは、使用でけへんいうことやねや。せやけれども、ここは今言うたように、「建てかえてちゃとんするさかいに、そのところはもう目をつぶってくださいよ」と、「ここを建てかえてするさかいに目をつぶってください」と言うて、わかりました言うとのわけやから、それは前と同じやねや。そやけど、市長はもったいないさかい残す言うてん。残したら、今の法律に合わせたように全部改築せんなんねんで、これ。あんまり矛盾したようなことばかり言うて、ほいで安心・安全やと言うて、その間、子どもらにこの木造の危ないところを使用さすんやで、これ半年間かいうてさっきから聞いているやんけ。何か月間ここで子どもらを使用さすのや。何も答えてないやんか。

内野委員長 阿古市長。

阿古市長 その工程、工程でいろいろと説明は入れさせていただいてるはずなんですけれども、改めて委員のご質問にお答えいたします。

今回の幼稚園の建てかえに当たりましては、葛城市にとって平屋である条件が子どもたちにとってふさわしいという判断から、幼稚園の建てかえを見直したところであります。前回の計画では幼稚園敷地は広げないという考え方でありましたが、私はそれにこだわってはいりません。学童保育所並びに幼稚園、小学校全体の事業の中でそのエリアとしての整備を見直すべきやという判断のもとに、敷地面積も変わったところあります。委員の息子さんが経営されているところの設計の段階での条件は、敷地を広げないという前提のもとに設計をされたみたいではございますが、私は全体事業の中での変更を見直したわけでございます。

委員ご指摘の、検査済証の発行されてない建物である、これは旧町からの時代の建物でございます。そのことにつきましては、私自身も認識不足であったことは否認しません。ですので、それは解体するという設計変更にしております。その中で、平屋である葛城市にとって、ある種、建物に隣接しない工事のあり方を考えた中での設計になりました。当然、2階建てから1階建てに変えますと、その建築コストというものは上がるものがございます。それは当然でございますので、若干なり上がっておりますが、それは何十年と使う中で消化されるべきものだと私は考えております。

それと、おっしゃっていただきました作法室の問題、これは一番大きくございます。ただ、できるだけ早い段階で順番に学童保育所を建てて、すぐに幼稚園の建築に取りかかるように、できるだけその入っている期間を短くするような形での最短の時間の建築になったわけでございます。設計を見直すことによって年次がたったということは事実でございますが、このことは将来の葛城市、何十年使うという幼稚園の建築にとって決してマイナスであるとは感じておらない次第でございます。

以上でございます。

西川委員 俺、もう言われへんねな。もう質問はもうしやへんねけど、ええか、言いつ放しで。

内野委員長 はい、じゃあ許します。

西川委員 答弁が漏れてたから俺言うただけで、再質問してんの違うからな。

内野委員長 最後、そしたら言いつ放しで。

西川委員 うちの息子がしてるしてないとか、そんなこと関係ないんよ。そんなこと違う。市長のあれで与条件を変えるんなら、与条件を変えたでいるんなことが出てくるからや。それを、何かもう一回言うたらええがな。そういうことをきっちり、やっぱり初めに説明をしといてくれなあかんがな。

それと、こういうふうな、これからまだあれやろうけれども、一番市長も認識してるように、この木造の園舎の使い方や。これははっきり言うて、初めからここは使わん方向で計画してたはずや。違いまっせ、設計条件を変えたとき、この平屋にして変えたときはここを使うようになってるけれども。これも一回よう調べてくれたらええけど、ここを使用しながらということにずっとなってるのか。これははっきりと、これ3カ月か4カ月か知りませんが、こういうふうな形でここを使用さすというふうなことは、何らかの方策を取らるなり、少なくともいつ何どき地震が起きるかわからへんねんから、何らかの補強をするなり、何か考え、ちょっとでも、それが法的に合致してあるかどうかは別にして専門屋がおるわけやから、その間、支えの何かを入れるなり何かをした方がええんと違いまっか、これ。言うときますわ。市長が自信を持って、「いや、これ別にその間別に何も無いねん」と言うねやったらそれでよろしいですけども、僕はここを使用するのは、仮に使用して園児をここに入れるのはあまり好ましくないし、使用すんのは反対ですね。何らかの方法を考えられたらどうですか。高くついてくるやろうけれどね。かわりのプレハブの形があんのんか何なのかよう知りませんが、そこらはもう答えてくれやんて結構ですさかい、言いつ放しやさかい。

僕ははっきり言うて、あんまりこの与条件を変えるんであれば、そのところをもうちょっとしっかりと、方々に影響を与えるんですから予想して対応していただかんと、今、川村さんがおっしゃったようなことも出てくるわけやから、そこらはそういう変えたことによって出てきてるわけですから、そこらはそちらの責任で対応していくのが本来やと、こういうように思っておりますので。

内野委員長 それでは、本件につきまして、本日はこの程度にとどめておきたいと思います。

ありますか。

谷原委員。

谷原委員 工程計画表のことでちょっとお伺いします。既に1期工事が始まりつつあるということでもありますけれども、先ほどからありました解体工事等、次年度になりますけれども、4月から5月既存北園舎解体とかいうふうな作業が入っております。ほかにも杭打ち工事とか入ってるんですけれども、これは学校に隣接しております。したがって、例えばこの既存の北園舎解体4月、5月となっておりますし、入学式の時期あるいは新入学生の時期になって、音とかその他いろいろ出てくるので、その騒音の問題ですよね。そういうことも含めて、学校教育の中で影響が出ないようにどういうふうにご考慮されるのか。土日ということもあ

るし、夏休みということもあるし、休日ということもあるし、放課後とか、いろいろ学校の通常の時間帯との工事の兼ね合いについて、この工程表に関係してお伺いします。

内野委員長 吉井課長。

吉井教育総務課長 教育総務課の吉井でございます。

谷原委員のただいまのご質問ですけれども、解体に伴います音の問題ですけれども、そちらの方につきましては、先ほど説明いたしました仮囲いの方で、まずは一番外の音が漏れるのを防止する。行いますに当たりましては、できるだけ振動、音の少ない重機を使用する。また、防音ネット等につきましてはの設置も怠りなく行う予定をしております。なおかつ、安全対策におきましても、先ほど入学式等新入生が通う時期ということもありますので、その登園時間、降園時間につきましては、車両の通行につきましては、特に安全の方に重視いたしまして工事の方を進めてまいる予定をしております。

以上でございます。

内野委員長 谷原委員。

谷原委員 簡単に要望ということになりますけれども、なかなか防音ネットとか、重機でも音がしないもの、振動しないものということでもありますけれども、さすがにもうこれだけ近い距離ですので、授業等に影響が出るのが決してないように配慮していただきたいと思います。

以上です。

内野委員長 よろしいですか。本件につきましては、本日はこの程度にとどめさせていただきたいと思えます。

次に、水道事業に関する諸事項についてを議題といたします。

本件につきまして理事者より報告願います。

西口上下水道部長。

西口上下水道部長 上下水道部、西口です。よろしくお願いたします。

この8月30日に、県域水道一体化の検討会が開催されまして、そこで新たな提案がなされました。そのことについて、きょうは報告させていただきます。

これまでは、平成31年3月に策定されました県域水道ビジョンにもうたわれておりますように、令和2年に覚書の締結を行い、令和8年に経営統合、その後、おおむね10年以内に料金の統一を見据えた事業統合を目指すというスケジュールが描かれておりました。

今回、新たな手法として令和2年に覚書の締結を行い、令和4年から令和6年の間をめどに事業統合、企業団設立を行う計画が提案されました。その経緯、考え方、スケジュールについてご説明申し上げますので、資料の1ページ目をご覧ください。

今までの検討会等の会議で市町村から上がってきた意見としまして、経営統合のデメリットとしては、責任の所在が不明確である、統合のイメージがわかりにくい、施設共同化や料金設定も個別の最適化が優先されるのではないかとしています。また、事業統合のメリットとしましては、責任の所在が明確である、施設や料金設定が全体的に最適化が進むと言われています。また、国の意見としましては、事業統合が基本であり、当初料金を統一できなくとも、事業計画において料金統一方針を記載すれば、事業統合として認可を一本化できる。

事業統合が目的であるならば、当初から事業統合で進めるべきであるとあります。資料の右の方に、経営統合と事業統合のイメージ図がありますが、大きな違いは事業認可が市町村ごとか、県全体で1本か、あるいは水の融通がやりやすいか等、上げられております。

次に、2ページをお願いします。事業統合の検討の方向性として、奈良市企業局から提案がございまして、設立当初は複数の料金制度でも可としながら、県内でも水道料金の比較的安価な奈良市の水道料金で当面維持してはどうかとし、課題としては将来の更新投資と水需要減を想定するとどれぐらいの値上げとなるかとされています。今後の検討方針としましては、奈良市の提案に基づき10年間の経営分析を行う。また、長期的30年の効果額を算定として、市町村単独と事業統合した場合の供給単価の比較検証を行い、事業体間の資産や経営格差の是正に向けた財政ルールの設定等の検討を数種類行うとしています。

次に、3ページをお願いします。3ページに、企業団における組織のイメージ図があります。企業団ができた場合の市町村議会等の関与については、構成団体の議員から選出された企業団議会という議決機関を設け、また構成団体の首長による運営協議会を設け、料金、規約変更等の協議、予算、決算等の重要案件の報告を受けるとなっております。そして、右下に説明がありますように、当初、料金統一ができない場合、2から4までのようなセグメント会計を設け、企業団本部における共通経費については費用負担を行い、旧の県水、自水については企業団に対し自水費の支払いが発生する形となります。

次に、4ページの経営統合に向けたスケジュールの見直しについてですが、当初は県域水道ビジョンにありますように、令和2年に覚書を交わし、令和8年に経営統合を行い、その後、10年をめぐりに事業統合を行うというスケジュールでしたが、今回、令和2年に覚書を締結し、協議会準備室を設置、そして令和4年から令和6年をめぐりに基本協定を締結し、企業団を立ち上げるというスケジュールが提案されました。これは、事業統合を行い、施設共同化の早期の効果発現を目指して、企業団設立を可能な限り早めるというのが念頭にあります。

最後に、5ページ、覚書締結、協議会設置までのスケジュール案ということで、今年度は各種シミュレーションを行い、効果額の算定、基本方針の策定、施設整備計画案を作成し、令和2年度にその資料の微調整を行い、議会説明から覚書締結につなげていくスケジュールとなっております。

以上、簡単ではございますが、現状の報告説明とさせていただきます。

内野委員長 ただいま報告願いましたが、このことについて何か質問等ございませんか。

谷原委員。

谷原委員 幾つか質問させていただきます。大きくこれまでとちょっとスケジュールとか進め方が変わってきたようでもありますけれども、この案そのものを出してるところ、それはこれまでは県の方の地域政策課が中心になってこういうプランを出してきたと思うんですけども、このそもそもの案をどこがこういうプランをつくって出されてきているのかという、この統合に向けた推進室みたいなものがあるのかどうか、書いてませんので、それがどうなっているのかということをお聞きします。

それから、3ページのところになりますけれども、企業団における組織イメージということ

で、この企業団を近々につくっていかうということでもありますけれども、この構成団体として運営協議会というのがあります。料金、規約変更、特に重要な事項、予算、決算など重要案件を報告とあるわけですが、これは構成団体の市長となっています。広域議会なんかでは、議会の代表等入ったりしてやっているとありますが、今のところこういうふうな形で構成団体の運営協議会は市長、左側の議決機関とありますけれども、こちらに構成団体の議員から選出となっているんですけど、この企業団議会というのが一体何かするんか書いてないので、ちょっとここがどういうふうな方向で、今、議会の関与ということでもありますけれども、どの程度市民とか県民の声がこちら辺に反映していくのかということを含めて、ここはちょっとぱっと見たときにどういうふうなイメージをされているのかということをお聞きします。

きょういただいたところなので、なかなかすぐは全部は行かないんですけど、次の4ページ、3つほどお聞きしますが、上のビジョンのところ、ずっと下の国交付金事業というふうにあります。ここにこういった事業を覚書締結後、令和3年事業開始、運営基盤強化事業は令和8年統合後、業開始とあるんですけど、それが令和11年まで国庫交付金の期限になっております。これはどういうことに交付されるかということなんです。と申しますのは、前回私も一般質問でお聞きしましたが、今、新ビジョンということで、葛城市がビジョンをつくりました。それで更新計画というのがあって、グラフが出ているわけですが、前回の更新計画と非常に大きく違っているところがありまして、その違いが何でできたんかということをお聞きすると、多分、管路の耐震化ということでかなり更新費用がかかっているようにお見受けしたんですけど、この広域化事業というのはその管路についても交付金が出るのかどうか、こちら辺についてお伺いしたいと思います。

内野委員長 福森課長。

福森水道課長 この資料の発信先につきましては、県水道局に県域水道一体化の推進部が今年の4月から発足されまして、その中には奈良市の企業局の職員もおられてということで、そちらの方の推進部の方からこの資料を提案していただいたところでございます。

続きまして、2つ目の構成団体につきましては、これにつきましては、まだ一応イメージという形で提案されただけで、内容についてはまだそこまで大きく詰まっているわけではございません。一応こういう形の3ページに記載させていただいてますという形で、運営議会につきましては各自治体の市長、それから企業団議会につきましては各自治体の議会議員、これは何名とかもそれもほとんど決まってない状況で、一応こういう形で企業のイメージをいう形で示されているところでございます。

3つ目の管路の更新につきましては、ここの広域の交付金につきましては、各自治体の広域化につながる部分の、例えば共同に配水池とか使うとか、要するに単独じゃなしに広域として使われる分に関しましては交付金は出てきます。それで、管路の更新につきましては、一応耐震化ということで交付金の要件はありますけれども、葛城市においては経営状態がいいということにされていまして、うちの葛城市においてはこの管路の耐震化については国からの交付金は多分おりないような状況でございます。

以上でございます。

内野委員長 谷原委員。

谷原委員 ありがとうございます。県の水道部の中にある推進部がこの案をつくっているということでありました。また構成についてはこれから詰めていくということでありますけれども、管路のことについてちょっとお伺いしたいんですけれども、今お伺いしていると、管路については葛城市についての更新は経営状態が良かったために、これは交付金が使えないということになりますので、そうすると今後管路につきましては、葛城市の積立金とか余剰金が今たくさんあると思うんですけど、そういうことを通じて行っていくということになるんでしょうか。あるいは、それが事業団が一緒になったら、その管路の布設についてはどんなことになるんでしょうか。これについてちょっとお伺いします。

内野委員長 西口部長。

西口上下水道部長 ただいまの交付金なんですが、広域化の交付金につきましては、先ほど課長が説明しましたように、広域化に関してしか出ません。各市町村の管路の更新に係る交付金につきましては、先ほど課長が申しましたように、葛城市の資本単価という財政状況をあらわす数字が条件に満たないということで補助金はもらえません。ただ、一体化になったときに、その今申しました資本単価という数字を企業団で計算し直した場合に、その要件を満たす可能性はなきにしも非ずで、その辺は一体化になってみないとわからないような状況でございます。

以上です。

内野委員長 谷原委員。

谷原委員 私としては、要は葛城市が独自に行くとするれば、施設更新の問題、管路更新の問題が大きくなるんです。だから、これが一体化になったときに、果たしてこれがどうなのかということが関心があるところなので、一体化になってからじゃないと今、全体の資本単価がどう出るかわからないからということであつたんですけれども、これについてわかれば判断材料ということで大きなことになろうかと思っておりますので、その点については今後またわかり次第、ぜひお知らせ願えたらと思っております。

以上です。とりあえずここで終わっておきます。ほかの方があればということで。

内野委員長 ほか、ございませんか。

藤井本委員。

藤井本委員 この前も説明をいただいておりますから控えたつもりなんですけども、近々に迫ってるのはもう2020年の覚書締結をしなければならないというところなんですけども、いわゆるこの流れに乗って、この覚書のところで物すごい議論、いわゆる我々議会の中でまた行政も含んで、我が葛城市の行く道を選択しなければならないものなのか。覚書があつて、その次経営統合になって、事業統合になっていくと。2年から6年後、その次は10年後と、こういうふうにな示されたわけやけど、令和2年というのは、2020年の覚書というのは来年ですから、これの重要性というのがまだちょっと私もピンと来ないところがあるんですよ。ここで覚書用に乗ってしまうと、もうずっと行ってしまうものなのか。普通はそうやと思うんですけど、言う

たらもう日にちがそんなあんまりないわけで、覚書をする場合としない場合の、もうしないという選択はないのか、覚書はしたものの統合には入らないということの選択もできるのかとか、その覚書の重要性というものをどういうふうに理解したらええものか、前回は説明されたんですけども、もう一度説明いただきたいと思います。

内野委員長 西口部長。

西口上下水道部長 覚書の重要性ということですが、今まで提案されていたやり方と、今回新たな手法ということで、これにまだ決定したわけではないのですが、以前のやり方では経営統合という一旦緩衝剤をかまして、割と緩い目標というかゴールだったんで、覚書の方も途中で抜けられるような形のを想定しておりました。今回は、事業団設立というゴールの枠が小さくなりましたんで、それまでに検討しなければならないこととか、いろいろたくさん項目がございまして、このスケジュールでやって行けるのかというのが各市町村から疑問の声も出ていましたし、ただこの新しい提案のスケジュールで言いますと、この覚書ではかなりガチガチと身動きできないような覚書になってくるとは想定しております。ただ、この覚書に入る入らないの選択肢はございますので、その辺はじっくりと検討したいと考えております。以上です。

内野委員長 藤井本委員。

藤井本委員 その言葉やね。じっくりと検討したい言うたって来年やから、じっくりと検討する時間があんまりないわけですわ。2020年は来年ですね。だから、それを言ってるわけなんですけど、前のときは覚書しても、今言わはったとおりに、今後の進め方によっては抜けられるというようなイメージがあったんやけど、それは抜けられないという認識でええわけですね。抜けにくいという方がいいね。

西口上下水道部長 わかりません。

藤井本委員 わからない。なってみなけりゃわからない。だから、これ、中期的なあれとか5年、10年の話じゃなしにもう来年やから、こんなんなってみなけりゃわからないとか言ってたら、これほんまに性根入れてやらんと大変なことで、幸いにして葛城市は水資源があるんで、議論というのはやっぱり大きくせなあかんと思いますねん。今もうそれ以上言ってもあれやから、ここが今までやったら抜けられるということがあったけど、今度はわからないということやね。わかりました。一生懸命やらなあきませんわ、これは。

内野委員長 奥本副委員長。

奥本副委員長 ちょっと理解ができてないんで、1つ教えてほしいんです。3ページの企業団における組織イメージのところなんですけども、各旧の市町村ごとにセグメント経営されるということで、このセグメント経営になるということは、恐らくそこでのいきなり1本化できないから収支をすり合わせるという意味で多分やっちはるんかなと思うんですけども、そうなってくると、当然ながら、今現状、この2ページにあるように、給水原価とかもろもろ全然条件が違うわけなんですよね。そうなってくると、その安いところの言い分と、高いところの言い分、あるいは使用水量、あるいは抱える人口とかがいろいろ条件違うわけなんですけども、そのすり合わせのときに、このセグメントのところできると、そういう条件を加味した委員の数

というのは加味されるんですか。それとももう一律に、もうどこどこ何人とかいうのでやっというふうになるんですか。そうなってくると、もう声の大きいところが勝って、勝つという表現はおかしいかわからんけど、なってしまうかねないんで、その辺のところの条件は何か加味されることは、今、決まってるんですかね。

内野委員長 西口部長。

西口上下水道部長 この提案に関しては、私どももこの8月30日に、前の日に資料は送ってきたんですが、いきなり発表されて面食っている状態でありまして、またこの案をつくったのも、恐らく奈良市と奈良県の事務局が相談して提案したと考えられます。まだ、その少人数で短期間で打ち合せしただけのもので、本当に詳細には決まってないので、その辺の今、奥本委員のご質問には答えられるような材料がない状態です。申しわけないです。

内野委員長 西川委員。

西川委員 これ、僕、水道委員もやらせていただいて、こういうことはまあ聞いてたら、どうも具体的にどういうふうに、入って得になんのんか、入らんと自前でやってんのがええのんか、これはわからんし、今、西口部長も、多分説明受けてても、西口部長自身がぴしっとつかんではらへんさかいに、わしら説明受けてても、受ける方もちょっとわからへんねんわ、ほんまのとこね。

それで市長、これ大分前やけど、この話が出たときに市長は、こういうことを考えたら情報はやっぱりつかんどかなあかんさかい、参加はして情報つかむんはつかむんやと、こういうふうにおっしゃってたんで、最終的にこういうふうな、だんだんと形が何かわーっとなつていったんやな、何か知らん。そやけどなつていったんだけど、こんなん急に送られてきて、「わし、ようわかりまへんねん」みたいな、こういうことやけれども、今、藤井本議長もおっしゃったように、令和2年のこの覚書やとかこういうふうなことでだんだん縛られていく中で、市長はこれはもうこんなしゃあない、だんだんこうなっていくさかい参加していかんしゃあないと。参加していくのにいろんな意見が言えるような形になってんのんかどうか、そこらちょっと市長は市長でつかんでる思うんやけど、ちょっと市長の考えいうんかな、どこまでどう考えてはんのかだけちょっと教えてもらわれへんかな。

内野委員長 阿古市長。

阿古市長 基本的な考え方は一緒です。最終的に葛城市にとって有利な方向を選ぶ、葛城市民にとって有利な方向を選ぶんですけども、ただそのタイミングが、今回、事業団という新たな、経営統合をと言うんじゃないで、もう一足飛びに事業団設立を目指すという方向に変わりましたんで、そういう意味においたら、そのタイミングが従来思っているタイミングとずれてくる可能性があると考えております。

その中で、委員のご指摘もあつたんですけども、葛城市の場合は、施設更新、それと実は配水管の布設替えの費用を、水道ビジョンを見ていただいたら載ってると思うんですけども、そちらの方に対するウェイトというのは非常に高うございます。正直なことを申しますと、施設よりか、私は配水管の布設替えの方の費用の方が高いであろうという認識を持っております。その分野に対して、統合後のその費用分担がどういう具合の発信にするのかというこ

とがまだ明確に示されていないということでございます。ですので、一番大きな選択すべき要件がまだ整ってきてない。

ですから、この協定書、覚書を結ぶタイミングが令和2年3月になります。その地点までにどの程度の決断をしないといけないのかということがまだ明確に伝わっておりませんので、その部分について早く情報収集をするようにという話をしております。時間的には1年半ほどの猶予の中での作業になりますが、その辺の情報が確定次第、その選択肢の報告、ご相談をかけたいなという思いでおります。

何分、残念なことに、事務方が申すとおり、本当に8月末になって急激に出てきた話でございますので、まだひと月にならないうちの情報収集は終わっておりませんので、これはこの統合に向けた考え方の整理を出してきたところも同じであると認識をしております。ただ、水道料金等につきましては、奈良市を前提とした値段設定にすることだけは明確にうたってきております。それ以外についてはまだ不確定な要素がありますので、1年半の間にどの程度の決断をしないといけないのかという今の分析はもうそこまででございます。

以上でございます。

内野委員長 谷原委員。

谷原委員 1年半いうことで、令和2年3月ということでも5ページのところに覚書、協議会ということでも準備、設置となっているんですが、私はもう前々から言ってるんですが、改正された水道法では広域化を進めるための協議会の設置いうことのある条項がありまして、協議会に入ったらその協議会での決定は尊重しなければいけないという条項があったと思うんです。ですから、私としては覚書まで結んで協議会に入ったら、恐らくこれはもう特にこの企業団設置までになってますので、非常に難しいのかなという気持ちでいます。だから、あと1年半のうちに何とか、今、水道局の方でもこの検討会、ずっとワーキンググループ等で一生懸命詰めておられるんだと思うんですけども、なかなか難しそうなどというふうなニュアンスですけども、そこでちょっとお聞きしたいんですけど、前回、葛城市の浄水場施設の統廃合案、配水池の統廃合案が出てまいりましたけれども、この点については、こういうことはまだ検討会では進んでないのか。今回は31日のということでも早速報告していただいたわけですけど、その前回示された案についての検討が進んでるのかどうかということも1つお伺いします。

それから、もう一つは単純なことですけども、私もびっくりしましたけども、今、千葉県において停電で断水になるということをお伺いしました。これはもう直接関係ないかもわかりませんが、葛城市の場合、例えば停電が起きた場合、いろいろなところで断水があるかもわかりません。でも、配水池が高いところにあるので、ポンプアップする必要がないのであれば、停電があっても浄水場から自然流下で比較的水道が使えるのかなというふうに思うんですけども、ここら辺のことをちょっとお聞きしたいんです。

以上です。

内野委員長 福森課長。

福森水道課長 水道課の福森です。どうぞよろしくお願ひいたします。

先ほどの施設の共同化ですけども、前回の6月24日の厚生文教常任委員会で説明させてい

ただきました屋敷山配水池に多分県営水道を直接つなぐということで、施設共同化という形で、令和28年で記憶してますねけども、そのときには兵家配水池とか配水する案でして、きのう実は施設共同化部会、これにつきましては、浄水場を持っておられる自治体のワーキンググループの会議がありまして、その中で一応検討というか、最終的には3浄水場で企業統合して進めるという話になってたと思いますねけども、今、県内で各自治体が持っておられて、県の浄水場を入れて、今14、ほか4市と多分うち葛城市で全部で14の浄水場、これがあって、3浄水場を廃止すのにそれぞれの各自治体の意見いう形で述べさせていただいたということで、もちろん各自治体ともいきなり浄水場を企業統合の時点で廃止するのはかなり厳しいといういろんな意見は出てたんですねけども、そういった形のワーキンググループはきのうもありましたし、今後もワーキンググループ、もちろん施設共同化プラス総務財政部会がありますので、その中で会議に出席して情報収集をさせていただいて、厚生文教常任委員会の方にまた報告させていただきたいと思っております。

それから、先ほどの関東で起きました台風15号の停電によります断水とかありますけども、葛城市におきましても一部、例えば新庄浄水場から寺口受配水池、県営水道とそれから新庄浄水場で作った水を5,000トン、ポンプアップしてます。だから、これの停電によって何らかの断水とかの影響は受けております。兵家浄水場につきましては、過去に停電でかなり厳しい状況になったということで、電源ルート、これを6年前ぐらいに2ルートという形で、一応災害で停電のあったときに送れない水があったらあきませんのでいうことで、2ルートという形で確保して対策は取っております。どうしても停電で出ない場合は、災害と一緒に応急給水栓という形で、県営水道の受水地点が、これは今、市内には3カ所ありますねけども、葛城消防署の前に1カ所、それから屋敷山公園の県道の1カ所、それから當麻庁舎のところには1カ所という形の応急給水栓がありますので、それで対応と、それから日本水道協会奈良県支部におきまして各自治体との災害協定を結んでおりますので、給水車等の手配いうことで、災害対策としてそういった停電の対応は協定を結んでおりますので、それで対応できるかなと思っております。

以上でございます。

内野委員長 谷原委員。

谷原委員 2点ほど、それぞれのことについてお聞きします。

1つ、浄水場の統廃合というのは、最終的に県の方は最初示した案では3つということでした。今現在、それも含めて14ということでもありますけれども、葛城市は浄水場は3つあるわけですが、この動向については今後ワーキンググループで詰めて話していくということで、これからまだ動くということでしょうか。最終的には、でも3つということは確定してるのでしょうか。そこら辺のことをお聞きしたいと思います。つまり、企業団統合して最終的にはもう3つでいくんだと、徐々にそれなりに経営統合が進んでいけば、当面は維持しても最終的に3つに集約しようということなのかということをお聞きします。

それから、もう一つは県営水道の方なんですけれども、広域停電の場合、県営水道の水は

さっき応急給水栓ということの話がありましたけれども、これは大丈夫なんでしょうか。そのことについて2つお聞きします。

内野委員長 福森課長。

福森水道課長 水道課、福森です。

先ほどの最終的に3つの浄水場、これはあくまで財政シミュレーションもそういう形で出されてると聞いていますねけども、きのうの意見の中でも、3浄水場のあたりのバックアップ体制という各自治体からも話が出てますので、それも含めてきのうから浄水場を持つて各自治体の方で協議させていただいて、最終的に最終目標としては3浄水場になってますねけども、バックアップ体制でどうしても必要な場合にはどこかの浄水場を残したりとか、そういう話を今後詰めさせていただいていう形で進めさせていただきますので、今のところ今の段階で企業統合の段階で決定という形じゃなしに、覚書締結までにいろんな形で話を進めさせていただいて、その中で最終的に企業間統合が始まったときには5つになるんか、それを今ワーキンググループの中で詰めさせていただいて、それを作業部会に上げさせていただいて、最終的には検討会に上げさせていただく段取りで、今はワーキンググループの案を上上げていって、最終的には検討会、作業部会で決定させて、それを検討会で報告させていただく手順になっておりますので、その時期が来たらまた報告はさせていただくつもりでおります。

先ほどの県営水道の応急給水栓につきましては、バルブ自体が3カ所、水道課の方に保管してまして、緊急に簡単に操作できる形で水を受水できる形にはなっております。

谷原委員 広域で遠くから向こうからこっちへ来るのは大丈夫かということなんです。

福森水道課長 それは、こちらの方から、日本水道協会奈良県支部、これは奈良市の企業局が本部です。ねけども、そちらの方に災害が出た場合には連絡させていただく。そこからどうしても大規模になった場合には、また奈良県の関西地方支部という形で、奈良県支部から関西地方支部に連絡をしていただいて、災害が出た場合には応援体制を取っていただくということになっております。

以上でございます。

内野委員長 よろしいですか。ほかにご意見は。

吉村委員。

吉村始委員 ほかの自治体の動向なんです。答えられるかどうかあれなんです。今、値段の件とかも考えたときに、葛城市のように逡巡しているところもあるだろうけども、むしろ前向きにということも多いと思うんですが、明らかにここはもう前のめりで統合に向けてというふうなことで聞いておられるような、そういった自治体とかいうのは具体的にありませんか。

内野委員長 西口部長。

西口上下水道部長 統合に前向きな団体と言いますと、一応、前回、8月30日の一体化検討会で、1つの目標として奈良市の水道料金でいこうというような案が出てましたんで、それより高いところがほとんどですんで、特にその中でも熱心なのは奈良市とか橿原市、その辺がかなり

熱心で、ほか天理とか桜井、桜井も割と熱心な方やと思います。郡山とか生駒、その辺がちょっと慎重なんかなというような感触を得ております。

以上です。

内野委員長 吉村委員。

吉村始委員 今のご答弁を聞いておまして、何かずっと前から考えとったんですけど、やっぱり水源を持つてるところは慎重になってて、そうでないところとか、ほかから欲しいなと思うところは前向きだと、大体そんなイメージなのかなと思うんですが、そのような認識でよろしいでしょうか。

内野委員長 西口部長。

西口上下水道部長 委員仰せのとおりでございます。

内野委員長 よろしいですか。ほかにご意見ございませんか。

(「なし」の声あり)

内野委員長 ないようであれば、本件につきましては、本日はこの程度にとどめたいと思います。

最後にお諮りをいたします。

ゴミの減量化に関する諸事項について、学校給食に関する諸事項について、磐城小学校附属幼稚園周辺一帯整備について及び水道事業に関する諸事項については、事業の進捗等に伴い、随時委員会を開催し、審査を必要とすることから、議長に対しそれぞれ閉会中の継続審査の申し出をしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

内野委員長 ご異議なしと認めます。よって、これらの4つの調査事項については、議長に対し、それぞれ閉会中の継続審査の申し出をいたします。

以上で本日の審査事項は全て終了いたしました。

ここで委員外議員からの発言の申し出があれば許可をいたします。

増田議員。

(増田議員の発言あり)

内野委員長 ほかにございませんか。

(「なし」の声あり)

内野委員長 ないようなので、委員外議員の発言を終結させていただきます。

皆様には、長時間にわたって本当に活発なご意見をいただき、ありがとうございました。

これをもちまして厚生文教常任委員会を閉会させていただきます。

閉 会 午後3時52分

委員会条例第28条の規定によりここに署名する。

厚生文教常任委員会委員長

内野 悦子